

動かせ心、つなげ人、
地域の輪になるスポーツクラブ



スポーツリスク マネジメントの実践

— スポーツ事故の防止と法的責任 —



公益財団法人

日本体育協会

この冊子は、公益財団法人スポーツ安全協会の助成を受けて作成しました。

スポーツリスク マネジメントの実践

—スポーツ事故の防止と法的責任—

はじめに

スポーツにはケガが付きものである、と言われています。しかし、意識不明の重体や死亡に繋がる事故は、指導者がリスクマネジメントの意識を持つことで防ぐことができます。

本書は平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間の間で全都道府県において実施したリスクマネジメント研修会の内容を、各地で出た質疑の内容も含めて取りまとめたものです。

クラブ、また指導者にとって使いやすい章立てにしました。

第 1 章はスポーツリスクマネジメントの考え方と導入の必要性です。事故が発生したときのクラブや指導者に求められる責任は年々強まる傾向にあります。まずは、その必要性を知ってください。

第 2 章はスポーツ事故発生時の法的責任です。難しい内容ではありますが、事故が発生したときにどのような責任があるのかを知って下さい。

第 3 章は指導者としてのチェックポイントです。事故を起こさないために、活動前に行わなければならないポイントを示しました。

第 4 章はクラブ運営者のためのチェックポイントです。人・組織のリスク、情報のリスク、活動環境のリスク、経営面のリスクなど事故に関連するリスク以外の対応の他、イベント・大会運営時の対応、地震発生時の対応、障がい者スポーツへの対応についても解説しました。

第 5 章は事故発生時の基本対応です。ケガ人への対応、二次被害や被害拡大の防止への対応について解説します。

付録 1 は事故事例集です。クラブの事故防止への取組みにご活用ください。

付録 2 ではリスクマネジメントマニュアル雛型を掲載しました。こちらを基本に各クラブにあったマニュアルを作ってください。

付録 3 は付録 2 のリスクマネジメントマニュアルの活用事例です。

本書がクラブの事故防止に役立てて頂ければ幸いです。

目次

第1章 スポーツリスクマネジメントの考え方と導入の必要性	8
1 リスクマネジメントの必要性	9
2 リスクマネジメントの基本	10
(1) 予兆への対応	10
(2) 事故発生後の対応	11
3 リスクマネジメントの実践	11
(1) リスクマネジメントのPDCA	11
(2) 損害保険	14
(3) リスクマネジメントの推進	15
コラム① スポーツ活動中の事故やケガは自己責任	16
第2章 スポーツ事故発生時の法的責任	18
1 注意義務と安全配慮義務	19
(1) 指導者に課せられる注意義務	19
(2) クラブに課せられる安全配慮義務	20
2 法人格の有無によるクラブの責任	21
3 注意義務と安全配慮義務の法的根拠	21
(1) 民法 709 条	21
(2) 民法 715 条	22
4 責任の範囲	22
5 応急処置に関する法的責任	23
6 責任が問われなかった事例	24
コラム② ボランティア指導者の責任	25
第3章 指導者としてのチェックポイント	28
1 施設用具の管理（施設・用具の整備、配置）	29
(1) 施設・用具の整備	29
(2) 施設・用具の準備、配置	29
2 健康管理・身体能力の管理	31
(1) 無理をさせない	31
(2) 軽微な事故でも家族・保護者に必ず連絡する	31
(3) 試合、競技を安全に行うためのスキルを見極める	31
3 自然条件の把握	33
(1) 雷の音が聞こえたらすぐに活動を停止する	33
(2) 熱中症への適切な措置を行う	33
(3) 冬季活動時の十分な準備運動を行う	34
コラム③ 免責同意書の効果	35

第4章 クラブ運営者のためのチェックポイント	38
1 リスクマネジメント体制構築のポイント	39
(1) 責任体制の明確化	39
(2) 事故対応マニュアルの作成	39
(3) 緊急連絡網の作成	39
(4) 損害保険への加入	39
(5) 救急箱の設置	39
(6) AED の設置場所の把握	40
(7) リスクマネジメントに関する勉強会の実施	40
(8) 応急処置（救急）講習参加	40
(9) 事故事例の収集	40
(10) 他クラブとの情報交換	40
2 人・組織のリスクへの対応	41
(1) スポーツ指導と暴力問題	41
(2) 横領などの不祥事	42
(3) 指導者の退任や引抜き	42
3 情報リスクへの対応	42
4 活動環境のリスクへの対応	44
(1) 夜間照明、騒音	44
(2) 近隣への迷惑行為	44
5 経営面のリスクへの対応	44
(1) 会員の減少	44
(2) 会費の未納	44
6 指定管理者としての対応	45
(1) 転落の管理	46
(2) 衝突	46
(3) 転倒	46
(4) 挟まれ事故	47
(5) 落下物	47
(6) 高齢者等への配慮	47
(7) その他	47
7 イベント・大会運営時の対応	48
(1) 運営におけるリスクマネジメントのポイント	48
(2) 実施項目ごとの対応	48
(3) スタッフの心がけ	51
8 地震発生時の対応	51
(1) 発災時の対応	51

(2) 津波について	52
9 障がい者スポーツへの対応	52
(1) 指導者の心構え	52
(2) 把握しなければならない生活情報	53
(3) 主な障がいの態様	53
第5章 事故発生時の基本対応	56
1 ケガ人への応急手当	56
2 クラブとしての対応	56
(1) 情報の収集	56
(2) 関係者への必要な情報の伝達	57
(3) 被害拡大の防止	57
(4) 広報対応	57
3 リスクマネジメント対策マニュアル（付録2）の解説	57
(1) 活動前のチェックポイント	57
(2) ケガ人への対応	57
(3) 応急手当	57
(4) 記録	57
(5) リスク事例	58
(6) クラブとして行わなければならない事項	58
(7) 施設・用具管理のリスクマネジメント	58
(8) その他のリスク	58
(9) 種目ごとの注意すべきリスク	58
付録1 事故事例	60
1 スポーツ安全保険の事故データ	60
(1) 種目ごとの事故発生率	60
(2) 傷害部位別の事故発生率	64
(3) 年齢別の事故発生率	65
2 種目ごとの事故事例	66
(1) 水泳	66
(2) サッカー	67
(3) 野球、ソフトボール	68
(4) バレーボール	70
(5) ラグビー	71
(6) 卓球	72
(7) バドミントン	73
(8) 柔道	74
(9) 剣道	75

(10) テニス	75
(11) バスケットボール	76
(12) 陸上競技	77
(13) その他の事例	77
3 スポーツ活動中の損害賠償責任事故	79
(1) スポーツ活動中の損害賠償責任事故	79
(2) 指導者の損害賠償責任事故	80
付録2 リスクマネジメントマニュアル雛型	82
付録3 リスクマネジメントマニュアルの活用例	96
参考文献	105

第 1 章

スポーツリスク マネジメントの 考え方と導入

第1章 スポーツリスクマネジメントの考え方と導入の必要性

本章のポイント

重大な事故を減らすためのスポーツリスクマネジメント実践のポイント

- ☐ 事故事例を出来るだけ多く知る
- ☐ 「まあ、いいか」をなくす
- ☐ 事故発生時には最悪を想定した行動をとる
- ☐ 治療費や慰謝料の支払いに備えて保険をかける

1996 年 8 月、サッカーの試合中に当時の高校生が落雷によって重体となりました。この事故における裁判では、「平均的なスポーツ指導者ならば、黒く固まった雷雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたら、落雷の危険性が迫っていると予見することは可能」が指摘されました。

また 2014 年 8 月にも落雷事故が発生しました。野球の練習試合中のことです。落雷当時、晴れ間が見えていたとのことでしたが、事故発生時、雷注意報が出ていたといい、このことを関係者は知らなかったと

いいいます。

空の状況や雷注意報に注意していたら事故を防げたかもしれません。このような事故を繰り返さないためにも、スポーツ関係者は事故の発生形態を熟知して事故発生の予防に努めるとともに、被害を最小限にするために事故発生時の対応を身につけることが求められるようになってきました。これがスポーツリスクマネジメントです。

総合型地域スポーツクラブに関わるクラブマネジャー、監督、指導者など、全ての関係者にとって必要な知識です。

1 リスクマネジメントの必要性

リスクマネジメントとは、事故の発生を予防するための対応（事前対応）と、事故が発生したとき最悪の状況に至らないための対応（事後対応）のことを併せていいます。リスク管理ともいいます。

危機管理とは事後対応のことをいいますが、リスクマネジメントと同じ意味で使われることもあります。

スポーツにはケガが付きものとは言いますが、意識不明の重体や死亡に至るような事故は起こしてはいけません。このような事故は指導者がリスクマネジメントの意識を持っていれば防ぐことができます。

このため総合型地域スポーツクラブに関わるクラブマネジャー、監督、指導者など、すべての関係者はリスクマネジメントの知識を身につけて、実践しなければなりません。

そのためのポイントは4つです。1つ目は事故事例を出来るだけ多く知りましょう、2つ目は「まあ、いいか」をなくしましょう、3つ目は事故発生時には最悪を想定した行動をとりましょう、そして4つ目は治療費や慰謝料の支払いに備えて保険をかけることです。

①事故事例を出来るだけ多く知る

事故を防止するためには前もって対処する必要があります。そのためには、どのような事故が起きるのかを予測できなければなりません。このためには事故事例を出来るだけ多く知ることが必要です。

②「まあ、いいか」をなくす

指導中、「今日は参加者が多いなあ」「ちよっと空が暗くなっているかなあ」「試合に出すのはまだ早いかなあ」「近すぎでぶつかりそうだなあ」と思うことがあるかと思います。このとき、「まあ、いいか」と何も対処せず、そのままにすることが多いのではないのでしょうか。

迷った時、気になった時は一旦、練習や試合を止めて確認してみましょう。

③事故発生時には最悪を想定した行動をとる

「救急車を呼ぶのが遅れた」「AED がどこにあるか分からなかった」など、事故発生後の対応が悪かったために意識不明の重体や死亡に至ることもあります。

このために必要なことが「最悪を想定すること」です。悪い状況に陥ったとき、「たぶん大丈夫だろう」と楽観的に考えがちです。事故が発生したとき、敢えて最悪を想定し、これを前提とした対応を行うことを心掛ける必要があります。

④治療費や慰謝料の支払いに備えて保険をかける

指導ミスによる治療費や慰謝料の請求に備えた保険は賠償責任保険です（傷害保険ではありません）。

いくらまで支払われるのか、払われないケースは何かを確認したうえで保険に加入することが必要です。

2 リスクマネジメントの基本

図はリスクカーブと言われるものです。事故の発生前後のリスクの大きさを時間経過とともにイメージしたものです。

横軸は時間経過を示しており、右方向に経過します。縦軸はリスクの大きさを示しており、上にいくほど影響度が大きくなります。

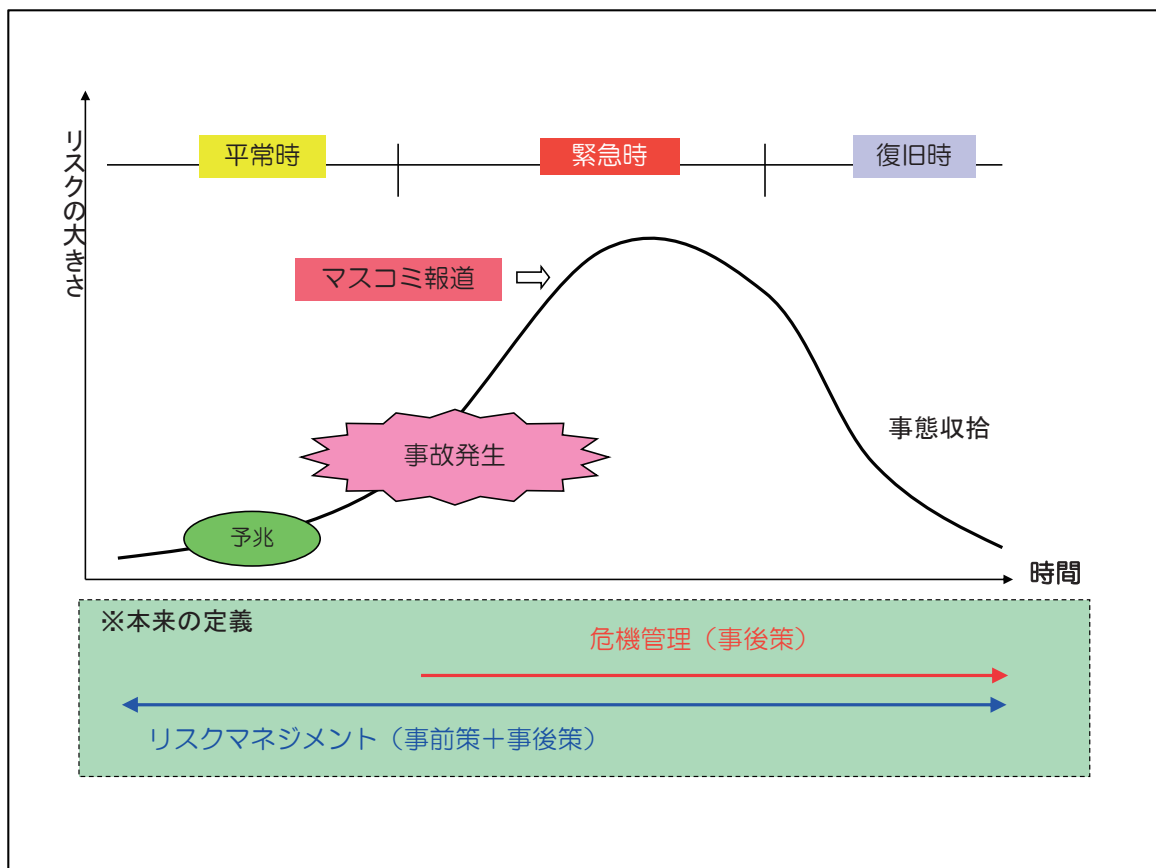
(1) 予兆への対応

事故が発生したとき、振り返ってみると、「あのプレーは危ないと思っていたんだ」「いつか大きな事故が起こると思っていた」と思うことがあるかと思います。これが

「予兆」です。

ハインリッヒの法則というものがあります。一つの重大な事故の背景に、29 の軽微な事故があり、その背景には 300 のヒヤリハット事例（たまたま事故には至らなかったが、危なかった事例）があると言われています。

「予兆」はヒヤリハット事例と同じです。重大な事故に至らないよう、この「予兆」の段階でしっかりと原因を見つけて、対応することが、大きな事故を発生させないポイントです。



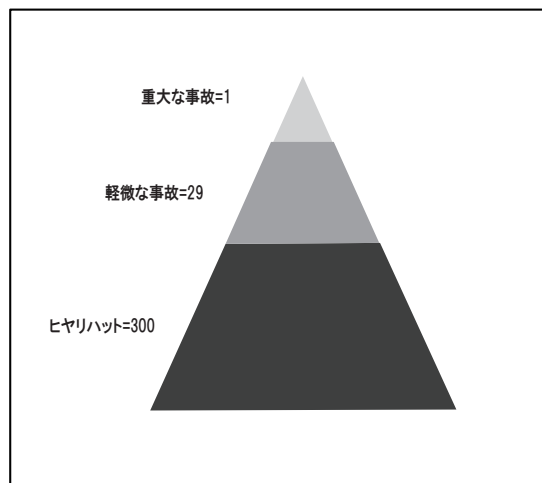
(図) リスクカーブ

(2) 事故発生後の対応

事故発生後の対応の最大の目的は更に悪い状況にさせないことです。

まずは緊急時の対応です。事故が起きたら直ちに応急手当、関係者へ連絡などを行います。

次に復旧時の対応です。状況が落ち着いたら原因は何かを見極め、同じ事故が起きないように、実施方法を変えるなどの改善を行います。



(図) ハインリッヒの法則

3 リスクマネジメントの実践

(1) リスクマネジメントのPDCA

リスクマネジメントは効果的かつ効率的なものではなくてはいけません。そのために必要なものが PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACT（改善）の4つです。これがPDCAサイクルです。

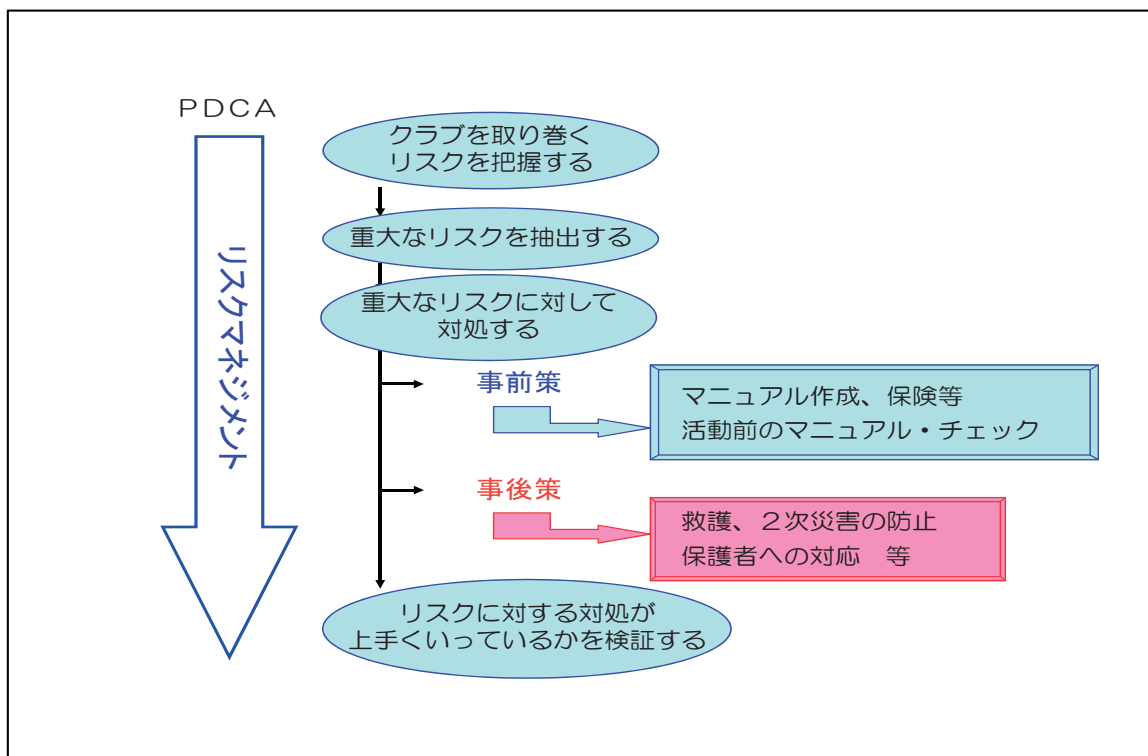
PLAN（計画）は、マニュアルの作成、研修の実施計画など、リスクマネジメントの取り組み計画を作ることです。クラブ運営の責任者が中心となって計画作りを主導することが求められます。

DO（実施）はリスクマネジメントの実践です。作成したリスクマネジメントのPLAN（計画）を指導者に周知・徹底するなど、計画どおりに実践しなければなりません。

CHECK（評価）はリスクマネジメントの取り組みが適切だったのかの検証です。計画どおりに実践できたのか、出来なかった場合には何が悪かったのかを検証します。

ACT（改善）はCHECK（評価）の検証結果を改善するための取り組みです。不十分だったところを改善して、翌年度にはさらに効果が上がるような取り組みを行わなければなりません。

このPDCAの具体化な取り組みが次の4つです。1つめはクラブを取り巻くリスクは何かを把握する、2つめは重大なリスクを抽出する、3つめは重大なリスクに対して対処する、4つめはリスクに対する対処が上手くいっているかを検証する、です。



(図) リスクマネジメントのPDCA

①クラブを取り巻くリスクの把握

リスクの種類が分からなければ対応することはできません。従って、まずはクラブを取巻くリスクにはどのようなものがあるかを洗い出すことから始めます。クラブを取巻くリスクには、大きく分けて6つあります。

1つ目は「活動時のリスク」です。監督やコーチなど指導上のミスに関するリスクです。

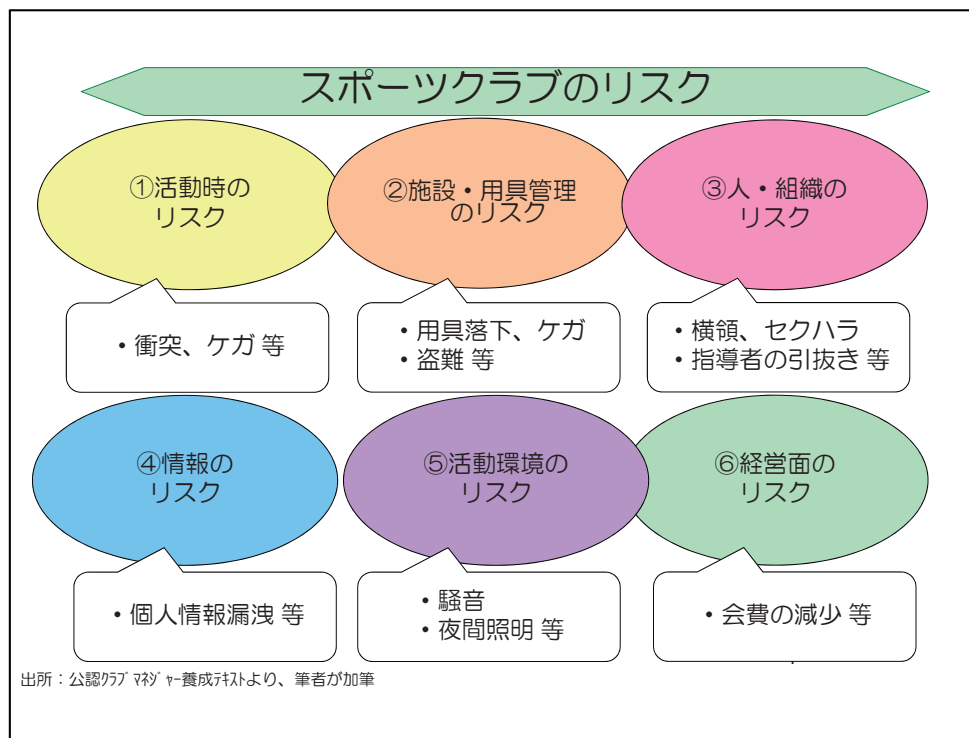
2つ目は「施設・用具管理のリスク」です。施設・用具の破損などによるケガのリスクです。

3つ目は「人・組織のリスク」です。ハラスメントを含む暴力問題、横領などの人に関するリスクや、指導者の引き抜きなど組織運営上のリスクです。

4つ目は「情報リスク」です。個人情報の漏えいなどのリスクです。

5つ目は「活動環境のリスク」です。騒音や夜間照明など、近隣への配慮に関するリスクです。

6つ目は「経営面のリスク」です。組織が持続するための会員確保などに関するリスクです。



(図) スポーツクラブのリスク

②重大なリスクの抽出

クラブを取巻くリスクを網羅的に洗い出したとしても、限られた人数で運営を行っている以上、全てのリスクに対処することは現実的ではありません。

軽微な事故の発生のみが予想される場合

は、事故発生時の対応を重視します。

通院や入院、または死亡に繋がる恐れのある事故、すなわち重大な事故が予想される場合は、事故が起きないための事前対応を重視します。

		影響度		
		小	中	大
発生時に 対処	活動時 例	軽微なケガ	入院 通院	死亡
発生しない ように対処	経済面 例	1人分の 会費に相当	半年分の運 営費に相当	総資産に 相当

(図) 重大なリスクへの対処

③リスクへの対応

抽出した重大なリスクを中心に対応します。対応策は4つ、回避、予防、損害の低減、リスクの分離があります。これらをあわせてリスクコントロールといいます。

・回避（やらない、やめる）

具体的には天候不良のため中止する、十分なスキルがないため実施させない、または試合に参加させない、といった対応になります。実施しなければ事故は起きません。責任者の決断力が求められる対応です。

・予防（事故を起こりにくくする）

施設や用具に不備はないか、会員の健康状態は良好か、スポーツを行うための天候は良好か、などの確認で事故を予防します。

・損害の低減（事故が起きたとしてもケガを小さくする）

高度なスキルが求められるスポーツにおいて、施設や用具を簡単なものに変える、またはルールを簡単にすることで、スキルが十分ではない会員でも競技を楽しむこと

ができるようにするための対応です。

例えば野球の場合では硬式ボールをビニールボールに代えてプレーする、またはテニスの場合は柔らかいボールで行うことで、仮にボールが体に当たったとしてもケガをしないようにするための対応です。

・リスクの分離（バックアップや2重化）

チーム力が低下しないようにバックアップ人材を強化する、クラブ運営に支障をきたさないよう個人のスキルに頼った業務をなくす、会員情報の消失を防ぐためデータのバックアップを行うなど、クラブを継続的に運営するための対応です。

④対応の検証

マニュアルを作ったとしても使われていない、内容を誰も知らないのでは効果的ではありません。またリスクマネジメントに対する時間や費用をかけ過ぎていても効率的ではありません。例えば1年毎に、これまでの取組みが十分だったのかを検証して、マニュアルを直すなどの取組みが重要です。

(2) 損害保険

- ☐ 損害保険には賠償責任保険と傷害保険の2つがあります。
- ☐ 指導ミス等で会員がケガをした場合に出る保険は賠償責任保険です。
- ☐ 保険には支払い限度額や出ない場合もあります。条件の確認が必要です。

事故が発生したときの治療費や慰謝料の支払いに関する資金手当を、リスクファイナンスングといいます。その一つの手段が損害保険です。損害保険には大きく分けて賠償責任保険と傷害保険の2つがあります。

賠償責任保険とは、会員のケガの原因がクラブまたは指導者に「法律上の」損害賠償責任が発生した場合に支払われるものです。注意点は、法律上の損害賠償責任がある場合に支払われること、加入している保険によって支払いの上限が設定されていることです。つまり法律上の責任がなかった

場合、または保険契約で定められた上限を超えた賠償責任が発生した場合には、保険金が支払われない、または一部の保険金しか支払われないこともあります。ちなみに自動車運転中の自動車事故により同乗者がケガをした場合は、試合会場に移動中の場合であっても、自動車保険での補償となりますので、注意してください。

傷害保険とは、会員がケガをした場合、通院1回で、または入院1日ごとに保険契約で定められた定額が支払われるものです。注意点は、かかった治療費が賄われるわけではありません。こちらは「法律上の」という条件ではなく、契約している保険会社によって、その条件は異なります。

保険をかけるときの掛け金を「保険料」といい、事故が発生した場合に保険会社から支払われるものを「保険金」といいます。また事故が発生した場合の保険金の上限を「支払い限度額」といいます。

この3つのキーワードを中心に、クラブとしてどのような保険を付けているのか、その条件をよく確認しておく必要があります。

保険を掛けず、クラブの自己資金または指導者の自己資金で対応することを保有といます。もっとも損害賠償金が大きくなった場合、必要な資金を全て賄うことができないこともあるため、望ましい対応とはいえません。

(3) リスクマネジメントの推進

リスクマネジメントを推進するためには

担当を決める必要があります。担当者はヒヤリハット事例の収集、マニュアルの整備、教育、研修のプログラムの策定について、計画的に取り組まなければなりません。取り組みが後回しにならないようにするためです。

①ヒヤリハット事例の収集

クラブは事故事例だけではなく、ヒヤリハット事例も収集することが必要です。たまたま事故に至らなかっただけかもしれないからです。

また、より多くの事例を知るため、自らのクラブの事例だけではなく、他クラブの事例も積極的に収集しましょう。

②マニュアルを作る

危機発生時に迅速な対応を行うことができるように、また対応の抜け漏れが生じないように、マニュアルを作成することが必要です。

巻末の付録の雛型を参考に作成してみてください。この雛型をベースに関係者間で議論を重ねたうえで、クラブの実態にあったマニュアルを作成しましょう。コピーしてそのまま使った場合、クラブの実態に合わず、結果、使われなくなることもある為です。

③研修を行う

マニュアル内容や事故事例を共有化するため、その内容を指導者などのクラブ関係者に周知して注意を促さなければなりません。

もっとも、指導者は平日の日中、仕事を持っている人が多いので、計画的に教育、研修を進めましょう。

コラム① スポーツ活動中の事故やケガは自己責任

スポーツ活動中には事故やケガはつきもの。そう考える人は少なくないかと思います。時には激しいぶつかり合いがあるのもスポーツの醍醐味。またトレーニング中には大きな負荷が体にかかることもあります。スポーツに使う用具だってその使用方法を誤れば、時には凶器になることもあり、グラウンドや施設にも事故やケガにつながる要因が多々あります。このように一つひとつを考えてみるとスポーツをすることは決して安全ではないことに気付くはずです。いつ、どんなタイミングで、どんな要因で事故やケガが起こるかは誰にも予測がつかないものなのです。

しかしだからと言って、いつでもスポーツ活動中に事故やケガが起こってよいものではありません。そんなに事故やケガが起こるならば、スポーツなんてしないほうが良い、なんてことになっては本末転倒です。それこそスポーツの発展の妨げに繋がってしまいます。ですから私たちは、事故やケガが起こりやすいスポーツ活動中に、いかに事故やケガを起こさないか、という重大な使命を背負っているのです。

一般的な社会のルールでは、他人にケガを負わせたならば、その責任を問われることが当たり前です。もし他人の足を蹴って怪我をさせたなら、その責任を負わなければなりません。しかしスポーツ活動中に限っては、この一般的な社会のルールが適応されないことがあります。もし事故や怪我が起こりやすいスポーツに一般社会のルールが全て適応されるならば、スポーツをやりにくく感じることもあるでしょう。ですからスポーツ活動中の事故やケガの責任に関してはある一定のルールが存在するのです。

「スポーツ活動中には常に事故やケガが起こりやすいもの」であるため、そのスポーツに参加する参加者はスポーツ活動中のこれらのリスクを承知（理解）して参加していると一般的には考えられています。ですから、自らそのリスクを承知（理解）して参加しているならば、そのスポーツのルールに則った上で起こった事故やケガの責任は原則「自己責任」と考えることが基本原則なのです。この基本原則があるからこそ、私たちがスポーツ活動中の事故やケガの責任に関して、あまり過敏に意識することなく、スポーツを楽しむことができるのです。

ですが全ての責任が自己責任で解決されるわけではありません。時にはその責任を問われることもあります。特に事故やケガが起こるだろう要因が、誰が見ても明らかであり、また気付いていたにも関わらず、その対処をすることも無かったなどのことが明白である場合には、その責任を問われることも十分あるのです。

スポーツ活動中の事故やケガは原則自己責任。けれども明らかに事故やケガが起こりうる可能性があるならば、可能な限りその事故やケガを防止するための努力をしなければなりません。無論、誰の責任云々の前に、まずは事故やケガを起こさない環境を作っていくことが最も重要なことなのです。

第 2 章

事故発生時の 法的責任

第2章 スポーツ事故発生時の法的責任

本章のポイント

- ケガの程度が軽微な場合、一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われます。
- ケガの程度が重大（死亡、後遺障害等）な場合、民事責任と刑事責任の両方のケースが問われることもあります。
- 事故を予想しなかった、または事故が予想できたのに対処しなかったなどの場合、責任が問われます。
- クラブに法人格がない場合、民事責任は個人が問われます。
- 集合から解散（管理下）までが、クラブの責任です。

事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人またはクラブが問われることになります。

民事責任とは治療費や慰謝料などの損害賠償金の支払いです。刑事責任とは、過失傷害（刑法第209条）、過失致死（刑法第210条）、業務上過失致死傷（刑法第211条）など、刑法における処分です。

一般的には指導ミスによるケガに対しては民事責任が問われます。しかし、意識不明の重体や死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

なお、道義的責任というものもあります。これには法的根拠はなく、事故が起きたときの誠意という位置づけのものです。事故が起きたとき、指導者やクラブの過失を事故当事者と話し合う前に、感情的な議論を避ける意味でも、お見舞いなど、謝罪や誠意を果たすことも必要です。

【刑事責任が発生した事例①】

2011年5月、当時高校1年の生徒が倒れてきた野球の練習用ゲージで頭を打ち死亡。

同校の硬式野球部の監督、助監督を業務上過失致死容疑で、2013年5月に書類送検。

事故前から強風で複数回倒れていたにも関わらず、安全対策を怠ったことが、理由。

【刑事責任が発生した事例②】

2008年、柔道の練習中、指導者が当時小6の生徒に片襟体落としをかけ、頭を強く揺さぶり、急性硬膜下血腫となった。この結果、全身まひの後遺症が残った。

頭を強く打っていないという理由で2度、嫌疑不十分になったが、検察審議会は「基本技以外の技をかけ重大な結果になり得ると知り得た」として、2013年5月、強制起訴の議決を行った。

（参考）

【刑法209条】（過失傷害）

過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

【刑法第210条】（過失致死）

過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

【刑法第211条】（業務上過失致死傷等）

業務上必要な注意を怠り、よって人を

死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処す

る。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

1 注意義務と安全配慮義務

(1) 指導者に課せられる注意義務

注意義務とは「予見義務」「回避義務」「保護監督義務」「保護者への通知義務」の4つであり、指導者に求められる義務です。

この4つの何れかの義務が果たされていない場合、指導者に責任が問われます。

①予見義務

事故の発生を予測しなければならない義務です。事故が起きた場合、振り返ってみると、小さな事故がよく起きていた、危ないと思っていた、いつか事故が起きると思っていた、と思うケースが多くあると思います。このようなケースの場合、予見の可

能性があったとみなすことができます。

当事者である指導者が、「私はそうなるとは思っていなかった」と考えている場合でも、事故事例があった場合には予見義務は果たされていないと見なされます。

予見の可能性がなかった場合とは、過去このような事例は1件も発生したことがなかった、どのような指導者でも事故の発生は予想できなかった場合に留まります。

②回避義務

予見義務とセットとなる義務です。予見



(図) 安全配慮義務と注意義務

の可能性があるならば、それを回避しなければならないという義務です。

スポーツを行うことで起こり得るあらゆる重大な事故の想定に対して可能な限りの事故防止などの対応が求められます。

また事故発生後の対応についても同様です。すぐ救急車を呼ぶ、AED を使用するなど、迅速な対応を行うことが求められます。

③保護監督義務

指導者は会員の健康状態やスポーツを行うためのスキルを有しているかなどを把握して、最適な指導を行う必要があります。これが保護監督義務です。具体的には持病の有無、健康状態、年齢、更には競技を行うスキルが十分かどうかを把握することです。

これらを取って把握しない、または把握

していたにも関わらず対処しなかった場合にも保護監督義務違反が問われることもあります。

④保護者への通知義務

指導者は事故の状況から、後に何らかの被害が生じる可能性がある場合、保護者に事故の状況を説明して、保護者による対応措置を行ってもらうことを要請しなければならないという義務です。

特に頭を打った場合には極めて重要です。時間が経ってから症状が出るためです。例えば練習中に会員が頭を打ち、この事実を家族が知らなかった場合、家に帰った後に、気持ち悪い、吐いたという症状が出たとしても、家族はその理由が分からないため、頭を打ったことに対する処置ができないからです。

(2) クラブに課せられる安全配慮義務

「予測できる危険の排除」と「指導者に注意義務を守らせる」の2つを安全配慮義務といいます。

安全配慮義務とはクラブに求められる義務です。この2つの何れかの義務が果たされていなかった場合、クラブの責任が問われます。

但し、安全配慮義務違反が問われるのは、クラブが法人となっている（法人格を有している）場合です。

法人格を有していない場合、法律的にはクラブが責任を負うことができないため、指導者等の個人が責任を負うことになります。

①予測できる危険の排除

ケガが発生しやすい施設や設備の構造や、ケガに繋がる可能性のある破損を把握して、「修理する」「使用しない」「近づかせない」の何れかの対応をとることです。

特に危険個所に「近づかせない」ことについては、誰もが明確に危険な状況が分かる状態にしておかねばなりません。

②指導者に注意義務を守らせる

指導者が果たすべき4つの注意義務を守らせることです。リスクマネジメントに関するマニュアルを策定して、指導者に対する研修の実施を通じて内容の周知徹底を図り、指導に反映してもらうことが、クラブに対して求められている義務です。

2 法人格の有無によるクラブの責任

事故が起きた場合、クラブが法人格を持っていればクラブとして責任をとることができます。持っていなければクラブ代表者や指導者個人が責任をとることになります。

クラブには、法人格がある（NPO 法人、公益社団法人、公益財団法人など）、任意団体である（法人格はない）、権利能力（人格）なき社团（法人格はないが、準じるもの）の3つの形態があります。

法人格がある場合、事故が起きたときにはクラブにも安全配慮義務違反を問うことができます。

法人格を持っていない形態を任意団体といいます。法律上の組織とはみなされないため、クラブとしても責任をとることができません。このため事故が起きた場合の責

任はクラブ代表者や、指導者個人のみとなります。

法人格を持つ団体と任意団体の中間的な組織形態もあります。これが「権利能力なき社团」または「人格なき社团」です。個人の集合体という位置づけであり、町内会などがこれに該当します。クラブが組織として見なされるため、クラブとして責任をとることができます。但し、この形態として認められるには、「団体としての組織を備えていること」「多数決による意思決定が行われていること」「構成員が変更しても団体として存続すること」「規約などがある」の4つの条件を満たすことが必要です。

3 注意義務と安全配慮義務の法的根拠

注意義務は民法 709 条の不法行為による損害賠償に基づいており、安全配慮義務は民法 715 条の使用者などの責任に基づいています。

（1）民法 709 条

事故が発生した場合、基本的には当事者が責任を負うことになります。これは民法 709 条にある不法行為による損害賠償に基づいています。

民法 709 条には「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と書かれています。

故意とは、自分の行為が他人に損害を及ぼすことを知っていながら、行為に及ぶことです。これには「確定的故意」と「未必の故意」の2種類があります。

確定的故意とは意思を持ってケガをさせる行為です。一言でいうと「わざと」です。未必の故意とは、ケガをさせる意思はないが結果的にケガしても構わないと思い行為に及ぶことです。何れの場合においても、行為に及んだ者は責任を取らなければなりません。

過失には予見義務と回避義務があります。予見義務とは、管理者は損害の発生を予見しなければならないという義務です。回避

義務とは予見に基づいて結果の発生を回避しなければならないという義務です。これらを果たすことができなかった場合には、責任を問われることになります。

（２）民法 715 条

クラブとして責任を負うということは、民法 715 条にある使用者責任による損害賠償に基づいています。すなわち、損害賠償請求があった場合、個人では支払い能力に限度があるため、使用者が代わって支払いを行うというものです。

このため状況に応じて使用者が支払った分を当事者に請求することは可能です。これは求償といわれるものです。

（参考）

【民法 709 条】（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又

は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【民法 715 条】（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずるべきであったときは、この限りでない

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 第二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

4 責任の範囲

クラブの責任範囲は、「管理下にある」となります。すなわち、集合から解散までです。自宅から練習会場や試合会場（集合場所）まで、または練習会場や試合会場（集合場所）から自宅に帰るまでの事故は、基本的にはクラブの責任とはなりません。

但し、小学生の会員をいつもの練習会場ではなく、試合会場からの帰り道が遠いにも係わらず一人で帰してしまい、その道中に事故に遭った場合には、注意義務を怠ったとしてクラブが責任を問われることもあります。

【ケーススタディ①】

クラブに所属する小学生が練習会場に向かう途中、近隣の住宅に落書きなどの悪戯を行った場合

クラブの管理下にはありません。従ってクラブには基本的に法的責任は生じません。行為を行った小学生に責任が生じることになります（実際には保護者の責任となります）。但し、会員がクラブのユニフォームを着て上記の行為を行った場合、クラブにクレームが入ることもあります。地域で活動している以上、謝罪やクラブに所属する会員への注意喚起など、クラブとして道義的な責任を果たす必要はあると考えます。

【ケーススタディ②】

会員の親（会員）が練習に参加しているとき、子ども（非会員）がケガをした場合

子ども（非会員）はクラブの管理下にはありません。従ってこの場合には、基本的にはクラブに法的責任は生じません。

危険個所を明示する、事故が発生した場合の責任はクラブには生じないなど、クラブは会員に対して明確に説明しておく必要

があります。

【ケーススタディ③】

現在、クラブに所属していない OB、OG の指導ミスで、会員がケガをした場合

基本的には指導ミスを起こした OB、OG が賠償責任を負うことになります。クラブと OB、OG とは正式な関係がないためです。

5 応急処置に関する法的責任

会員がケガをした場合、手当に失敗して悪い状況になって責任を問われるのを回避したいという考えから、敢えて応急手当を行わないという指導者がいます。しかし、この考えは誤りです。

刑法 37 条の緊急避難、または民法第 698 条の緊急事務管理に相当するものであり、応急手当（人工呼吸、AED による除細動、止血など）を実施することは、たとえ結果が悪かったとしても、それは悪意や重大な過失がなければ、法律上は手当の施行者が刑事責任を問われたり、損害賠償責任を問われたりすることはありません。

逆に、指導者やクラブには会員などの生命身体を守る任務があります。生命の危険がある場合には、可能な限りの応急手当を行うよう努めなければなりません。これは民法第 697 条の管理者の管理義務、および民法第 700 条の管理者の管理継続義務によるものです。すなわち、自らが行うことが可能な応急手当を指導者やクラブが怠った場合には、法的責任を問われる可能性があるということです。

【事例】

2003 年 7 月、当時高校 1 年生の A さんはバレーボール部の練習中、体育館でネットに引っかかって転倒し床に後頭部を強打、3 日後に硬膜下血腫で死亡。

A さんの両親は、「顧問教諭がすぐに医師に診せるべきだった」として、学校に対して約 1 億 1,000 万円の損害賠償を請求。

学校側が事故を風化させないため A さんの名前を冠した球技大会を年 1 回行うことなどを条件に和解が成立（2009 年 7 月）。金額は非公表。

（参考）

【刑法 37 条】（緊急避難）

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

【民法第 697 条】（事務管理）

義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

【民法第 698 条】（緊急事務管理）

管理者は、本人の身体、名誉又は財産

に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

【民法第 700 条】

（管理者による事務管理の継続）

管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。

6 責任が問われなかった事例

次に示す事例は、水泳部のトレーニング中に死亡したことによる損害賠償請求に関するものですが、最終的には責任が問われず、損害賠償請求が棄却された事例です。

しかし事故発生から最終的な判決がでるまで、多くの時間を費やしています。事故は起こさない、ということが最も重要であることは言うまでもありません。

【事例】

2006 年 3 月、A 大学の水泳部 2 年の A さんが中国・昆明での高地トレーニング中に死亡（50m 潜水 2 本を終えた直後にけいれん、意識失い 3 時間後に死亡確認）

2008 年 2 月、高地トレーニングや潜水は危険性が高いにも係わらず、①十分な体調管理を行わなかった、②AED 携行など救助体制の整備を怠った、③適切な心肺蘇生を行わなかったとして、大学とコーチを相手取り、約 9,500 万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴。

2011 年 7 月、①コーチは十分な睡眠や栄養、水分を取るよう伝え、脈拍測定、血液検査も実施、A さんは異常なしと判断されていた、②A さんは高地トレーニングの経験者で体調管理能力を十分に備えていた、として安全配慮義務違反はなかったと、請求を棄却した。

コラム② ボランティア指導者の責任

日本の地域スポーツは、ボランティア指導者の方々の協力があって成り立ってきたといっても過言ではありません。またオリンピック大会や W 杯などの世界的なスポーツイベントを見ても、必ずボランティアの方々の活躍を目にします。スポーツにとってボランティアは切っても切り離せないものなのです。

現状でも多くの地域スポーツの現場ではボランティアや実費程度の費用でスポーツ指導を行っている指導者が数多く存在します。ではこのようなボランティア指導者が起こしてしまった事故や怪我の責任はどのようになるのでしょうか。

実際、お金をもらっていないボランティア指導者だからという理由のみで、これらの責任すべてが無条件に免除されるものではありません。ボランティア指導者であろうと、その指導内容、方法において明らかに安全に対する配慮が足りないと判断されれば、その責任を問われる可能性は十分あるのです。

スポーツ指導者と会員（参加者）の間にはスポーツ指導契約が交わされています。特に契約書などを交わさなくても、入会という行為自体が契約を交わしていることになるのです。一度、契約が交わされれば、スポーツ指導者には、会員（参加者）に対して安全に配慮する義務が生まれます。この責任はスポーツ指導者ならば免れることはできず、必ず課せられる義務なのです。この安全に配慮する義務は、報酬の有無によって違いがあるということではありません。たとえ無償（ボランティア）であったとしても、スポーツ指導者はこの安全に配慮する義務を負うことになるのです。

ボランティア指導者として注意しなければならないことは、たとえ自分が報酬を貰っていないとしても、通常の指導者に求められる責任があるという意識を忘れないことです。ボランティアだから適当でいい、手を抜いていいという軽い気持ちではなく、しっかりと安全に配慮して指導をしなければなりません。また、ボランティアを保護者などをお願いする場合にも注意が必要です。「気軽に何の心配もなくお手伝して下さい」と言うわけにはいかず、ボランティアだとしても「しっかりと責任感を持って指導して下さい」と注意を促さなければなりません。さらにこのような場合、保険の加入はどうしているのでしょうか。通常であれば会員及びクラブの指導者は、スポーツ活動中の事故や怪我に備えて、何らかの保険に加入していると思います。しかし善意で参加してもらっているボランティア指導者には保険をかけていないということも少なくはありません。

スポーツの発展にボランティア指導者の存在は欠かせません。しかし、いざ何かあった時に、その責任がボランティア指導者に重く押し掛かってくるようでは、今後のスポーツ界の発展は望めないでしょう。今後、しっかりと「ボランティア指導者」の法的な立場というものを理解する必要があるのです。

第 3 章

指導者としての チェックポイント

第3章 指導者としてのチェックポイント

本章のポイント

スポーツ事故防止のためには以下の3つが重要です。

- ☐ 施設用具の管理
- ☐ 健康管理と身体能力の管理
- ☐ 自然条件の把握

注意義務として、前章では予見義務、回避義務、保護監督義務、保護者への通知義務の4つを解説しました。本章ではこの義務の具体的な対応を解説します。

チェックする項目は大きく3つあります。1つ目は施設用具の管理です。施設の配置、用具が安全に行える状態になっているかどうかに関する確認事項です。

2つ目は健康管理・身体能力の管理です。会員が健康な状態で練習や試合に参加することができるかの確認事項です。

3つ目は自然条件の把握です。活動する

ための環境が適切かどうかの確認事項です。

巻末のマニュアルの冒頭に「活動前のチェックポイント」として示してあります。「まあ、いいか」とはせず、指導者は活動開始前には必ず確認するよう心掛けてください。

チェック項目が多いと感じる方もいると思いますが、安全なスポーツ活動を行うために必要な事項です。

この活動が注意義務の遵守に繋がります。

1 施設用具の管理（施設・用具の整備、配置）

- ・ 施設、用具が壊れていないかなどを確認する
- ・ 施設、用具の安全な準備、配置を心がける

（１）施設・用具の整備

チェックポイントは、①破損、危険な突起物の有無の確認、②倒れる危険性のあるものの固定、③緩み、腐食、水漏れの確認の３点です。

①破損、危険な突起物の有無の確認

体育館での活動に注意が必要なケースです。ステージの角や壁際には木のささくれや釘が出ていないか、または体育館の床板がめくれていないかの確認が必要です。

不意に手を突いたり、壁によりかかったりした場合、木のささくれが手に刺さるケースもよくあります。また体育館の床板がめくれていたため、スライディングで床板が腹部に刺さったという事故もありました。

②倒れる危険性のあるものの固定

サッカーゴールやテニスの審判台など、倒れる危険性のあるものについては、定められた方法を全て満たすように固定して使用することが必要です。当然のことながら、休憩中に会員がサッカーゴールにぶら下がるなど、本来の用途以外の使用はさせないよう、指導者には注意を払うことも求められます。

子どもが固定していなかったサッカーゴールにぶら下がったため、倒れて下敷きになったという事故がありました。テニスの審判台についても子どもが遊んで下敷きになるという事故がありました。

③緩み、腐食、水漏れの確認

体育館での活動に注意が必要なケースです。体育館の床板が腐食している、または配管から水が漏れ床板が濡れた状態で活動すると、転倒したり滑ったりしてケガをする可能性があります。

バレーの試合中、床を拭く場面が多く見られるのは、床濡れによる事故防止のためです。

【事例】

2008 年 3 月、当時高校生だった A さんは、B 町が管理する体育館でバスケットボールを練習中、床の上の水滴で滑って転倒。股関節脱臼で約 1 カ月入院。

現場上部の蒸気式暖房配管に亀裂があり、冷えた蒸気が水滴となって床にしたたっていることが原因。

B 町は、全面的に責任を認め、A さんに治療費や慰謝料など約 61 万円を支払う意向を固める。

体育館は 1974 年に建設。2002 年と 2003 年、配管の別の場所でも水漏れが見つかって修理した経緯があり、B 町は自らの安全管理に問題があったと判断した。

（２）施設・用具の準備、配置

チェックポイントは、①活動人数の考慮、②施設、用具の安全な準備、配置（安全を確保した用具の準備、安全な導線の確保）、③良好な環境の確保（照明、換気など）の３点です。

①活動人数の考慮

指導者の目が行き届く人数で指導することが必要です。会員が多すぎると、危険な行為を見逃し、ケガが発生する可能性が高まることになります。



(写真) 適切な人数での指導

②施設、用具の安全な準備、配置（安全を確保した用具の準備、安全な導線の確保）

用具の準備は会員任せにせず、指導者による適切な管理・監督が必要です。

用具の配置について、例えばバスケットゴールの先にモノを置かないなど、活動の導線を考えた用具の配置が必要です。



【事例】

2000年7月、当時A県立高校1年生のB君は、体育館での練習試合で、勢いあまってゴールポスト後ろの窓ガラスに右腕から突っ込んだ。筋肉や神経、骨を負傷、リハビリしたが2003年「肢体不自由右手指機能障がい」で身体障がい者3級と認定。

体育館の構造と管理責任により、A県が慰謝料など約3,800万円を支払うことで和解（2006年2月）

③良好な環境の確保（照明、換気など）

屋外において、特に野球やソフトボールなどを行う場合、暗くなればボールを見ることができず、従って正確なキャッチボールもできません。夜間照明がないのであれば、早めに練習を切り上げるなどの対応が必要です。

屋内において、特に夏の体育館での活動は熱中症などが発生しやすい環境となります。従って適切な空調管理や換気管理を行うことが必要です。

バドミントンや卓球など、空調や換気が難しい場合には、会員の体調管理を重視した取組みが求められます。



(写真) 夜間の練習は照明を確保

2 健康管理・身体能力の管理

- ・ 無理をさせない
- ・ 軽微な事故でも家族・保護者に必ず連絡する
- ・ 試合に参加するときには、スキルが十分かを見極める

(1) 無理をさせない

チェックポイントは、①睡眠不足、②不安定な心理状態、③心疾患の有無、④心臓しんとうへの注意、の4点です。

①睡眠不足や疲れが残っている状態

睡眠不足の場合、スポーツ活動を行うための十分な力を発揮することができません。

試合後の練習についても疲れが残っているため、練習に集中できずケガをする可能性が高まります。



②不安定な心理状態

不安定な心理状態の場合、スポーツ活動に集中することができず、従ってミスやケガを誘発するプレーが増えることとなります。この場合には、睡眠不足のときと同様、休ませる、または練習量を調整するなどの対応を行いましょう。

③心疾患の有無

心疾患がある場合、運動を制限しなければなりません。従って、重大な結果を避けるためにも、活動に参加させる場合には、心疾患の有無を確認する必要があります。

④心臓しんとうへの注意

胸に衝撃を受けて心臓が停止する（心臓が不規則に震える）ことがあります。この場合すぐに AED で対応しなければなりません。

野球やドッジボールなど、ボールを胸で止める競技の指導者は特に注意が必要です。

(2) 軽微な事故でも家族・保護者に必ず連絡する

練習や試合中の事故は必ず保護者や家族に伝えなければなりません。帰宅後、不調になった場合、その原因が分からず、正しい治療ができないためです。これは保護者への通知義務の観点から極めて重要なことです。

特に頭を打った場合には、保護者に必ず連絡して、気持ち悪くなる、吐くなどの症状が見られたらすぐに病院に行くよう伝える必要があります。

(3) 試合、競技を安全に行うためのスキルを見極める

サッカーや柔道など、スキルに大きな差がある競技の場合には、競技者のレベルを

揃えることが必要です。

サッカーについては衝突や転倒などへの対処ができず、また柔道については受け身ができず、大きなケガに繋がる可能性があります。

【事例①】

2005 年 10 月、A 市の少年野球チームの総監督 B は、試合に負けた罰として C 君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。

C 君は練習開始、3 時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、B が過失を認めて謝罪、賠償金約 5,000 万円で和解（2007 年 10 月）。

刑事責任について、B は日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分（2009 年 1 月）。

【事例②】

2000 年 11 月、A 県立高校の当時高校 1 年生の B 君は高校空手道選手権大会予選に出場。3 回戦で対戦相手の突きを顔に受け、脳幹部外傷性くも膜下出血などで倒れた。一命を取り留めたが、手足に障がいが残った。

これに対して両親は、技が未熟なまま大会に出場させた学校側に責任があるとして、県を相手取り損害賠償を請求。空手部に入部するまで空手の経験がなく、約 4 カ月の練習で大会に出場させたのは安全配慮義務違反にあたると主張。

A 県は 450 万円を支払うことで和解（2004 年 3 月）。

【事例③】

2008 年 5 月、柔道教室において当時小学 6 年生の A 君が、指導者 B との乱取り稽古の際、畳の上に投げられた直後に頭を打ち、一時意識不明の重体となった。急性硬膜下血腫のため。A 君は意識障がいの後遺症も残った。

2001 年 3 月、A 君に約 2 億 3,000 万円、両親に各 550 万円を支払うよう元指導者 B に命じる判決。（2011 年 9 月に総額 2 億 8,000 万円の和解が成立）

危険を伴うスポーツの指導者として、頭部への直接打撃がなくても、重篤な結果が生じることは認識し得るとして、事故の予見可能性があったと判断された。

指導者 B は業務上過失傷害の疑いで起訴され、現在も係争中。

3 自然条件の把握

- ・ 雷が鳴ったら屋内に、鳴りやんでも 20 分は屋外には出ない
- ・ 熱中症に注意する
- ・ 冬季活動時の十分な準備運動を行う

(1) 雷の音が聞こえたらすぐに活動を停止する

頭上では晴れていても落雷事故は起きます。雷の聞こえる範囲は約 10km と言われています。雷鳴が聞こえている場合、頭上では既に放電が始まっています。雷鳴が聞こえたら屋内などの安全な場所で待機するとともに、雷鳴が止んでも 20 分は落雷の危険がありますので、屋外での活動は控える必要があります。

【事例】

1996 年 8 月、高校 1 年のサッカー部員だった A さんは、B が主催する大会で落雷を受けた。2 か月後に意識を取り戻したが、視力を失い、下半身麻痺。

高裁は部活動での学校側の安全配慮義務を指摘（2008 年 9 月）。二審では「試合前には雨がやんで空も明るくなってきていたので、落雷事故は予測できなかった」と判断されたが、高裁では、平均的なスポーツ指導者ならば「黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたら、落雷の危険性が迫っていると予見することは可能」と指摘。

賠償総額は遅延損害金を含め約 5 億円。高校が 3 億 4,000 万円、B が約 8,000 万円を負担（2009 年 6 月）した。B は資産整理（破産）で捻出した。

(2) 熱中症への適切な措置を行う

熱中症は夏はもちろんのこと、冬でも体温の上昇と脱水によって発生する可能性があります。また屋内、屋外ともに発生する可能性があります。

予防は激しいプレーを避ける、こまめに水分を取ることです。スポーツドリンクがおいしいと感じるときが危険の目安です。応急処置のポイントは全身を冷やすことです。

熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



（３）冬季活動時の十分な準備運動を行う

スポーツ活動を行う前には、十分な準備運動を行うことが必要です。

特に冬季は体が硬くなっているため、すぐに活動を始めると大きなケガに繋がることになります。



（写真）冬季は十分な準備運動が必要

【事例】

2007 年 5 月に県立高校のテニス部の部活の練習中に熱中症で倒れ（心停止、救急搬送）、重度の心筋障がいが生じ、現在も寝たきりの状態の重い後遺障がいが残ったとして、2015 年 1 月、高裁は県に約 2 億 3,000 万円の支払いを命じた。

顧問教諭は出張のため練習の冒頭しか立ち会っていなかった。「通常より軽度の練習にとどめるなど、熱中症に陥らないよう指導する義務があった」として、「通常より長時間で密度の高いメニューを指示し、水分補給に関して特段の指導もなかった」と顧問教諭の過失を認めた。

コラム③ 免責同意書の効果

スポーツサービス（教室や大会等）を提供して、その対価を頂く地域スポーツクラブは、世の中では「事業者」という立場になります。一方で会員（参加者）はお金を払ってそのサービスを受ける「消費者」という立場になります。ですからたとえ地域スポーツクラブの活動といえども、行っていることは事業者と消費者との取引（契約）と何ら変わりはありません。このような事業者と消費者との取引（契約）においては、様々なルールが存在します。地域スポーツクラブもこれらのルールを遵守しなければならないのです。

地域スポーツクラブがまず事業者としてやらなければならないことは、消費者に対してそのサービスの内容や危険性等をしっかりとわかり易く、事前に説明することが求められています。クラブは入会にあたり、クラブ活動としての注意事項等しっかりと説明する必要があるということです。

具体的には、入会規約等、会員（参加者）向けの注意事項を必ず作成しましょう。入会時に必ず説明し、そして書面で渡すと同時にクラブのホームページがあれば、その画面にも掲示し、いつでも見ることができる状況にしておきましょう。

入会規約等を作成すると必ず入れたい文言があります。それは「当クラブで起きた事故や怪我の責任は一切負いません」。これは事故や怪我等があった時に、この文言さえあれば、何とか責任を免れるのではないかと、という期待から記載することがよくあります。これは「免責同意書」と言われ、誓約書のような形で一筆書かされることも少なくはありません。ではこのような免責同意書さえ先に取っておけば、事故や怪我が起こった場合、その責任を本当に負わなくてもいいのでしょうか？

実際の責任問題では、単にこの一文があるからと言って、無条件にその責任を負わなくてもよい、というわけではありません。実際に事故や怪我が起こった原因、その他すべての事情を考慮してその責任を問うというのが本来の考え方であるため、この免責同意書の一文さえ取れば、何ら責任を負わなくてもよいと考えるのは、リスクマネジメントの観点から言えばあまり好ましいものではありません。

この免責同意書は会員（参加者）への注意喚起程度に使用する方がいいでしょう。入会時にこのような説明がされた、又は一筆を書かされたということが会員（参加者）の記憶に残り、スポーツ活動中に会員（参加者）が、自ら事故や怪我に関して注意する意識を持ってくれるだけで、この免責同意書の効果は十分です。実際に事故や怪我が起こった場合、この免責同意書の一文だけでその責任の所在が判断されるのではなく、事故や怪我が発生したすべての事情を考慮されます。ですからスポーツ指導者は安全に配慮する義務を怠らず、事故や怪我が起こらないよう十分注意をしながらスポーツ指導することが求められているのです。

第 4 章

クラブ運営者の ための チェックポイント

第4章 クラブ運営者のためのチェックポイント

本章のポイント

リスクマネジメント体制構築のために必要なこと

- ☐ 責任体制の明確化
- ☐ 事故対応マニュアルの作成
- ☐ 緊急連絡網の作成
- ☐ 保険への加入
- ☐ 救急箱の設置
- ☐ AED の設置
- ☐ リスクマネジメントをテーマとする勉強会の実施
- ☐ 応急処置（救急）講習への参加
- ☐ リスク事例の収集
- ☐ 他クラブとの情報交換

リスクマネジメント体制の構築について、クラブ運営者に聞くと、「日常業務に追われており、対応するための時間がない」「指導者任せになっている」「マニュアルがなくても困ったことはない」という話を聞きます。

しかし、このような状況になっている場合には、事故発生時には場当たりの対応になったりすることも多く、場合によっては最悪の状況になるケースも少なくありません。時間や人員に余裕がない、または予算に余裕がない場合などは、例えば3年計

画で取り組むなど、少しずつ無理なく実施することがポイントです。

本章では「リスクマネジメント体制構築のポイント」のほか、「人・組織のリスクへの対応」「情報リスクへの対応」「活動環境のリスクへの対応」「経営面のリスクへの対応」「指定管理者としての対応」「イベント・大会運営時の対応」「地震発生時の対応」「障がい者スポーツへの対応」についても、クラブ運営者が考えなければならぬチェックポイントとして解説します。

1 リスクマネジメント体制構築のポイント

(1) 責任体制の明確化

クラブ運営者は、「クラブ全体のリスクマネジメントを推進するための責任者」と「現場（種目ごと）でリスクマネジメントを実践するための責任者」を決める必要があります。当然ながら、事故発生時についても、クラブ全体の責任者と、現場の責任者が主体的に動くことになります。

責任者が曖昧になっている場合、リスクマネジメントの推進については日常業務が優先されるため後回しにされやすくなり、事故発生時の対応については当事者の勝手な判断で場当たり的な誤った対応が行われる可能性があります。

(2) 事故対応マニュアルの作成

作成にあたって、日常的な事故防止に向けた取組と、事故発生時の対応の2つを盛り込むことが一般的です。

日常的な事故防止については、①活動前のチェックポイント、②リスク事例の記録、③種目ごとの注意すべき事項、が必要事項です。①活動前のチェックポイントについては、「施設用具の管理」「健康管理・身体能力の管理」「自然条件の把握」の3点となります。詳細は前章を参考にしてみてください。

事故発生時に行わなければならない対応は、①ケガ人に応急手当、②組織的な対応、③記録、の3つです。

(3) 緊急連絡網の作成

応急処置や救急搬送を終えたあと、関係者への速やかな連絡が必要です。会員の連絡先はもちろんのこと、クラブの代表者な

どの連絡先を記した緊急連絡網を作成しておく必要があります。

(4) 損害保険への加入

会員が加入している保険の内容把握、掛け漏れが無いかの確認、保険申請をする際に必要な個人情報の確認などが必要です。

なお第1章の重複になりますが、保険には大きく分けて賠償責任保険と傷害保険の2つがあります。

賠償責任保険とは、会員がケガをしたことがクラブまたは指導者の「法律上の」損害賠償責任によるものであった場合に支払われるものです。注意点は、法律上の損害賠償責任がある場合に支払われること、加入している保険によって支払いの上限が設定されていることです。

傷害保険とは、会員がケガをした場合、通院1回で、または入院1日ごとに保険契約で定められた定額が支払われるものです。注意点は、かかった治療費がまかなわれるものではないということです。

クラブが加入している保険は、賠償責任保険なのか、傷害保険なのか、また事故が発生したときに、支払われる金額（保険金）はいくらまでなのかを確認しておきましょう。

(5) 救急箱の設置

事故が発生した場合に最低限の処置が行えるよう、救急箱の準備が必要です。併せて誰もいないときでもすぐに使えるよう、分かりやすい場所に置いておく必要があります。

また大会やイベントなどが行われるとき

には携行する必要があります。

（６）AED の設置場所の把握

事故が発生したとき、すぐに使えるよう事務所には AED を用意しておきましょう。施設を借りて活動しているときでも、どこに AED があるのかを確認しておきましょう。

AED の日本語表記は自動体外式除細動器となります。「除細動」は「細かい動きを取り除く」という意味であり、あくまで心臓のけいれんを抑えるためのものです。従って、心肺蘇生（胸部圧迫や人工呼吸）を併せて行うことが必要です。

（７）リスクマネジメントに関する勉強会の実施

リスクマネジメントに関する知識は、クラブの担当者のみが知っていても意味がありません。監督やコーチなども含め、クラブ関係者全員が、その知識を持っていなければ、事故の予防はもちろんのこと、事故発生時の迅速な対応もできません。

少なくとも年に１回は勉強会を開催しましょう。

（８）応急処置（救急）講習参加

特に AED については簡単に操作できるとはいえ、事前に訓練を行っている場合と、そうでない場合では、迅速な対応に差が出ます。AED の訓練は、シミュレーション機（電気ショックは流れず、音声のみ出る

もの）と人形を使って行います。

スタッフの講習会への参加を促すとともに、人数を集めて消防署に AED の講習会の講師を依頼するなど、クラブとして講習会への参加機会を増やすよう、心がけましょう。



（写真）AED

（９）事故事例の収集

事故の事例を知るほど、あの競技のあの場面は危ない、あの場所は危ないなど、危険な状況を予め予測することができるようになります。

事故事例は自分のクラブのほか、新聞報道などから積極的に収集しましょう。

大ケガにはならなかった事例（ヒヤリハット事例）の収集も行う必要があります。

（１０）他クラブとの情報交換

他クラブの事故防止に関わる良い取り組みは積極的に取り入れましょう。このためにも他クラブとの情報交換は積極的に行いましょう。

2 人・組織のリスクへの対応

主なリスクは、暴力問題、横領などの不祥事、指導者の退任や引抜き

人に関するリスクはハラスメントを含む暴力問題、横領など、組織に関するリスクは指導者の退任や引抜きなど、円滑なクラブ運営を損なうリスクです。

会員、スタッフについて、クラブ内・クラブ外の双方について考える必要があります。人はクラブの資産であり、クラブ運営

の基本になるものです。会員の増減に大きく影響しますので、対処しなければならない重要なリスクの1つです。

「スポーツ指導と暴力問題」「横領などの不祥事」「指導者の退任や引抜き」が特に重要なリスクです。その他、以下のリスクがないか、注意しましょう。

人に関するリスク

- ・スポーツ指導と暴力問題（ハラスメントを含む）
- ・横領などの不祥事
- ・管理者、指導者の活動内容に関する意見の相違
- ・指導者と会員の指導内容に関する意見の相違
- ・雇用差別
- ・労働災害

組織に関するリスク

- ・指導者不足
- ・指導者の引抜き

（1）スポーツ指導と暴力問題

2013 年 4 月の JOC（日本オリンピック委員会）の調査によると、暴力行為を含むハラスメントを指導者から受けたことがあると回答した選手は全体の 11.5%であったことが判明しました。

指導における暴力行為は選手の技術向上には繋がらず、指導者に対する反発の気持ちしか残りません。また暴力行為を受けた選手は心に傷を負うことにもなります。

2013 年 4 月 25 日に日本体育協会、日本

オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟により「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」が採択されました。

また、2013 年 7 月に日本体育協会が「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を策定するなど、スポーツ界において暴力行為を根絶する様々な取り組みがなされています。

(2) 横領などの不祥事

少人数のスタッフで運営しているクラブが多いため、会費や運営費など、資金の管理を特定の1人で行っているケースがよく見られます。

気が付いた時には大きな損害になっていることもあります。定期的に担当者を変えるほか、複数によるチェックを行うことがポイントです。また会計担当者に借金がある、お金の使い方が派手である場合も注意が必要です。

(3) 指導者の退任や引抜き

多くの指導者は、日中は仕事をしており、夜間、クラブで指導するケースが殆どかと思われます。このため各クラブとも指導者の確保は大きな課題になっています。活動や指導内容に関する意見の相違、派閥形成などで、指導者が退任しないよう、または他のクラブに引抜きされないよう、クラブマネージャーは日頃から指導者との密接なコミュニケーションを心掛けるよう注意する必要があります。

3 情報リスクへの対応

主なリスクは個人情報の漏えい

クラブは多くの会員情報を保有しています。このため個人情報を流出させない取組みも重要となります。特に次の①～③が重要です。

また活動の様子を写真で撮り、ホームページやチラシに掲載するケースも多く見られます。クラブには活動を知られたくない

会員もいます。

個人が特定できる写真を公開すると、会員とのトラブルに繋がる可能性があります。公開用の写真を撮影する場合には、個人が特定できないよう撮影するか、予め入会時に文書で会員に説明しておく必要があります。

注意を要する個人情報

- ・ 会員情報のデータ
- ・ クラブ活動中の写真（個人が特定できるもの）
※ チラシやホームページへの掲載時には注意しましょう

①個人情報漏えいの原因と対策

個人情報の漏えいで最も多いのが紙による漏えいです。印刷した会員情報や写真をシュレッダーにかけず、そのままゴミ箱に捨てる、裏紙を使用する、机上に放置したまま帰宅するケースが多く見られます。これらは全て個人情報の漏えいに繋がる行為です。クラブのスタッフは気を付ける必要があります。

また USB メモリの紛失、個人情報が入力されたパソコンの紛失や盗難、不正アクセスによる個人情報漏えいも多く見られます。不要な情報は持ち出さない、事務所のパソコンは帰宅時には鍵のかかるキャビネットに片付ける、パソコンにはウィルス対策ソフトをインストールしておく、Winnyなどのファイル共有ソフトはインストールしないなど、基本的な対策で個人情報漏え

いの発生を抑えることができます。

②パスワード設定の必要性

ヒトにはヒューマンエラーというものがあります。ヒトは機械ではないため、ヒューマンエラーをゼロにすることはできません。

このため個人情報をはじめとする重要なファイルにはパスワードを設定することが対策の1つとなります。個人情報のファイルにパスワードを設定しておけば、ファイルが漏えいしたとしても、少なくとも中身を見られることができないためです。

当然ながら分かりやすいパスワードを設定する、パソコンなどのパスワードを書いた紙を貼りつけないようにする必要があります。

個人情報の漏えいに繋がる印刷した会員情報や写真の管理（チェックリスト）

- ☐ シュレッダーにかけず、そのままゴミ箱に捨てる
- ☐ 裏紙を使用する
- ☐ 机上に放置したまま帰宅する

よくある個人情報漏えいのパターン（チェックリスト）

- ☐ USB メモリの紛失、盗難
- ☐ パソコンの紛失、盗難
- ☐ パソコンへの不正アクセス
- ☐ 最新版のウィルスソフトが入っていない自宅パソコンからの漏えい
- ☐ e-mail の誤送信
- ☐ FAX の誤送信
- ☐ 個人情報の入った鞆の置忘れ、盗難

4 活動環境のリスクへの対応

主なリスクは、夜間照明、騒音、会員の近隣への迷惑行為

クラブとして地域に根差した活動を行うためには、近隣への配慮は欠かせません。

(1) 夜間照明、騒音

野球やサッカーなどの屋外競技を夜間で行うプログラムを導入しているクラブは、夜間照明、騒音に関する配慮が必要です。

特に住宅街の近くで活動するクラブは、早朝や夜間の活動制限を必ず守らなければなりません。併せて日常的に近隣住民とのコミュニケーションをとって良好な関係を気付くことにも努めましょう。

(2) 近隣への迷惑行為

会員が活動場所である体育館やグラウンドに来る途中、ゴミを散らかしたり、近隣住民に悪戯をすることがあります。

民法上は行為を行った人に責任があり、原則的にはクラブに責任があるわけではありませんが、道義的な責任として、また、近隣との良好な関係を損なわないためにも、お詫びや会員への注意喚起を行うと良いでしょう。

5 経営面のリスクへの対応

主なリスクは会員の減少と会費の未納

クラブを持続的に活動させるために必要なものです。

(1) 会員の減少

会員の転居や仕事の理由で退会する場合はやむを得ませんが、クラブや指導者への不満による退会は避けなければなりません。

「このような話は聞いていない」「このような指導は受け入れがたい」など、クラブと会員の認識がずれている場合に、会員の退会という最悪の結果に至るケースが良く見られます。これを解消するために必要なことがクラブ運営の透明性です。

入会前、規約等によってクラブの運営方針や指導者の指導方針を書面で提示、説明することが最も重要です。

入会後においても、指導者と会員とのコミュニケーションは欠かせません。指導者にはコミュニケーションの重要性を徹底するようにしましょう。

(2) 会費の未納

参加した月の会費だけ支払う、会費の未

納が多い、会費の納入が遅れがちである会員も少なくありません。このような場合、クラブの資金繰りに支障を及ぼす可能性もあります。

会費の徴収がルーズになると、他の会員に悪影響が広がる恐れもあります。クラブとして、毅然とした態度を示すこともクラブを守る意味で重要です。

6 指定管理者としての対応

- ・ 敷地内全てに責任が及びます。
- ・ 危険箇所には誰もが分かるような注意喚起（明示）が必要です。

スポーツ施設を指定管理者として運営、管理している法人も多く見られます。この場合、施設利用者がケガをしないよう、定期的な施設の安全点検が必要です。点検箇所は（１）～（７）です。

施設の^{かし}瑕疵、または施設の管理上の^{かし}瑕疵で施設利用者がケガをした場合、民事責任といわれる治療費や慰謝料支払いなど、損害賠償金の支払いが必要なケースが多く見られます。更にはケガによって死亡または後遺障がいが残るなど重大な結果となった場合には、刑事責任を問われるケースがあります。

指定管理者としての責任の範囲は施設の敷地内全てに及びます。施設の運営、管理の責任者は安全配慮義務を負い、担当者は注意義務を負うことになります。従って事故が起きた場合には、両者にその責任が及びます。基本的には第２章の内容と同じです。

破損箇所がある場合には、施設所有者に修繕の依頼を行うことになりますが、その間、誰もが分かるような状態で危険箇所を明示して、近寄らせない対応を行わなければなりません。

小さな子どもの利用が多い場合、特に注意が必要です。

隙間にもぐる、小さな穴に指を入れる、高いところに登るなど、特有の行動が見られます。また頭が相対的に大きいため転倒しやすいという特徴もあります。従って面取りしていない柱や低木が危険なものとなります。

そのような危険箇所があった場合には、その場所には行かせないように、または触らせないように物理的な措置を施すとともに、保護者にも危険箇所を知らせて注意を促すことも必要です。

高齢者の利用が多い場合、特に段差に気を付ける必要があります。僅かな段差でも転倒する可能性があります。

(1) 転落の管理

①屋上、バルコニー、天窓、ひさし

足を踏み外す、引っ掛ける、バランスを崩す等によって転落する可能性がある部分です。従ってこれらの場所には行かせないよう、施錠を基本とした管理が必要です。

②窓

大きく開放する窓の場合、すぐ下に椅子や机があると、そこに乘ったときに転落する危険性があります。窓を開放しない、またはすぐ下に椅子や机を置かないようにします。

古い施設の場合、窓枠から窓が外れて転落する危険性もあります。定期的な点検が必要です。

③吹き抜け

転落しないよう近づかせない、または可能であれば吹き抜け部分にネットを設けるなどの措置が必要です。ネットが破れていないかどうかの定期的な点検が必要です。

④防護柵

防護柵は基本的には危険個所に設置するものです。従って、破損個所がないか、定期的な点検が必要です。

⑤マンホールや側溝の蓋

マンホールや側溝が開放したままの場合、転落する可能性があります。蓋がずれていないかどうか、または点検中の場合、安全防护措置を怠らない（作業中は無人にしない）などの注意が必要です。

(2) 衝突

特に子どもの利用が多いところでは、石や金属の露出、面取りせずにコンクリートが露出している柱、大きなガラスなどには注意が必要です。

危険個所には緩衝材を付けたり、大きなガラスにはシールを貼ってガラスがあることを示すなどの対応が一般的です。

(3) 転倒

雨漏りや配管からの水漏れがあった場合、滑って転倒する可能性があります。

体育館のフロアや廊下部分にも注意が必要です。特に体育館の床材の剥がれにも注意が必要です。小さな剥がれの部分でもプレー中に転倒して大きなケガに繋がる可能性があるためです。

修理を行うまでの間は、誰もが分かる形で、危険個所の明示を行う必要があります。

競技に合った服装・シューズを履くことも転倒予防に繋がります。普段着や運動用ではないシューズを履いてのスポーツは危険です。



(4) 挟まれ事故

開口部分、特に扉や窓、戸袋等の隙間には手などが入らないよう、物理的な措置が必要です。また防火扉や防火シャッターについても、機能するかどうかの点検が必要です。突然しまって挟まれる事故もあります。

(5) 落下物

建設から年数が経った建物については、経年劣化が予想されます。目視だけではなく、触れて固定状況等を確認することが必要です。

また地震発生時には天井、天井の設置物、外壁、棚の上の段ボール等が落下することがよくあります。強い衝撃が加わったときにも耐えられるよう、確認しておくことが求められます。

①天井、天井への設置物

天井の電気、会議室では天井に設置されているテレビやスピーカーなどの固定状況を確認する必要があります。

つり天井になっている場合、天井そのものが落下することもあります。プールの天井は腐食等によって劣化が進んでいるケースもあります。

目視だけの点検ではなく、固定状況を定期的に確認することも必要です。

②外壁

劣化、または地震によって外壁が崩れ落ちるケースが、特に古い施設の場合、よく

見られます。

タイルの場合、剥がれ落ちやすくなっています。特に寒冷地では外壁とタイルの隙間が凍結・膨張などで剥がれやすくなっている場合もあります。

天井や天井への設置物と同様、目視だけの点検ではなく、固定状況を定期的に確認することも必要です。

③棚の上の段ボールや書類等

地震等の衝撃が加わった場合には落下の危険性があります。特に救護室のベットの横に棚がある場合には、上にモノを置かないようにしましょう。

(6) 高齢者等への配慮

高齢者の場合、僅かな段差でも転倒するケースが多く見られます。段差やスロープのある場所では、コントラストが明確化するように、段差部分にテープを貼るようしておきましょう。

また手すりや視覚障がい者用の誘導ブロック、出入り口付近には、障害物を置かないよう、気を付けましょう。

(7) その他

管理する敷地内に木があった場合には注意が必要です。枯れ枝の落下や倒木で通行人がケガをするケースもあります。

落ちそうな枝がないか、根が腐っていないか、幹に亀裂が入っていないか、定期的な点検が必要です。

7 イベント・大会運営時の対応

- ・ 会場の確認、事前の事前準備と役割分担、病院の確認を行い、保険（賠償責任保険、傷害保険）をかけてください。

イベントや大会は、日常的に行っていないことを、日常的に関わっていないスタッフと共同で運営するため、情報共有や意思疎通、事故の対策が十分に出来ていないことが多く、予期せぬ事故が多く発生するのが特徴です。

運営にあたってどのようなリスクがあるのか、十分に洗い出したうえで、対応することが必要です。

（１）運営におけるリスクマネジメントのポイント

リスクの洗い出しには、設営、受付、案内、大会の運営、クレーム対応、救護、清掃など、実施項目ごとにリスクを洗い出し、重要リスクへの対応方法を考えておく必要があります。これらの重要リスクについて、事故が発生しないようにするため、どのような対応方法が必要なのかを検討して対応するとともに、事故発生時に迅速に対応するための行動手順を策定しておくことが求められます。

リスクへの対応方法を検討したら、それをイベントや大会の運営スタッフに徹底しなければ意味がありません。役割分担も重要です。

また、事故発生時の損害賠償や治療費の支払いに備えて、保険をかけることも忘れないようにしましょう。

賠償責任保険とは、借りていた会場のガラスを割ってしまうなど、生じた損害を補償するための保険です。傷害保険は、参加

者がケガをした場合、通院１日あたり、または入院１日あたり、決められた金額が支払われる保険です。

（２）実施項目ごとの対応

実施項目ごとの対応は次のとおりです。

①設営

- ・ 風で飛ばされないよう、テントなどはしっかり固定すること

設営には、テント、コート整備、のぼり・イス・机、資料等の会場関係資機材のほか、スポーツ用品やユニフォームなど競技実施のための用具の準備があります。

注意しなければならないことは、スタッフが決められた役割に従って、決められた手順をこなすことが求められます。「まあ、いいか」という準備を行った場合、例えばコート整備の不備などは思わぬケガに繋がります。

また、テントやイス、机が風で飛ばされないよう、固定することを忘れないようにする必要があります。特にテントが風で飛ばされてケガ人が出たという事例がよく見られます。

②受付

- ・ 受付を間違えないこと、個人情報の管理を徹底すること

受付には、選手登録、ゼッケンの配布な

どがあります。

注意しなければならないことは、間違えないことです。チームや選手が失格になる恐れがあります。スタッフはもちろんのこと、参加チームや選手にも確認を求めましょう。また登録選手（参加者）の情報など名簿の管理にも注意しましょう。

③案内

- ・ 役割分担を行い、スタッフは会場内、競技の進行を把握すること

案内には、選手や選手の家族、来場者への対応があります。

まずはスタッフの役割分担を行うとともに、専任の案内役を配置することをお勧めします。持ち場を離れないようにすることが重要です。

またスタッフには、会場や会場周辺の把握（特に駐車場や駐輪場、会場付近のバスの状況、トイレ、自動販売機、コンビニ等の店舗）、競技の進行などを把握させることも必要です。

④大会の運営

- ・ 選手の会場への適切な誘導、来場者と選手を分離すること

円滑な進行が行えるよう選手の会場への適切な誘導と、選手が競技に集中できるよう来場者を整理することが必要です。

スタッフは大会の進行を把握すること、早めの選手誘導を行うことでイベントや大会の円滑な運営を行います。

なお、スケジュールの前倒しは避けるようにしましょう。選手は自分の競技開始時間を前提にした行動をとっているためです。

一方、選手が競技に集中できるよう、特に撮影ポイントについては、来場者の適格な誘導は欠かせません。選手への妨げになるほか、来場者同士のトラブルにも繋がるためです。

【事例】

2010年1月3日（箱根駅伝）、6区のC大学の選手が、8キロ付近のカーブを曲がろうとしたところ、車道に出ていた観客をよけようと転倒、ひじ、ひざを打撲した。

⑤クレーム対応

- ・ クレーム対応の基本は反論せず、相手の言い分を聞くこと

イベントや大会運営に対するクレーム、来場者同士のトラブルは、少なからず発生するものです。このためクレーム対応の基本も身につけておく必要があります。

クレーム対応の基本は反論せず、相手の言い分を聞くことです。反論するほど事態の収束が難しくなります。相手の話が終わり、冷静になったら、スタッフ側から説明することがポイントです。それでも収束できない場合には、人を変える、場所を変えることです。また一人で抱え込むのではなく、状況が厳しい場合には複数で対応することも必要です。

説明するにあたっては、出来ること、出来ないことを明確化することが必要です。また出来ない場合には、対案を提示すると良いでしょう。

これでも収束しない場合、例えば法令等に反する、自説を曲げない等の場合には不当要求となります。暴力行為、脅迫行為、誹謗中傷、運営の妨害などが該当します。

この場合には警察への通報もやむを得ません。

⑥救護

- ・ 病院の把握、AEDや救急箱の用意、看護師などの待機が必要
- ・ 血液などには安易に触らないこと

救護には、選手や来場者への対応があります。

まずは会場内には救急箱や AED を用意します。そのうえで、近隣の病院を把握しておきましょう。休日のイベントや大会の場合には休日の当番医も把握しておきましょう。会場の市町村のホームページ等で確認することができます。また会場には看護師など医療関係者に待機して頂くことも必要です。応急処置などへの迅速な対応が可能になります。

事故発生時、医療関係者がいた場合には判断を仰ぐこと、いない場合には最悪を想定したうえで、重大な症状が想定される場合には躊躇せず 119 番をしましょう。重大な症状が想定されない場合にも、迅速な応急処置を行うとともに、症状が悪化した場合にはすぐに 119 番をしましょう。

応急処置を行うときは、感染症になる恐れもあるので血液などには安易に触れないようにしましょう。

【事例】

2009 年 3 月 22 日（東京マラソン）、タレントの M さんが走行中に倒れて意識不明となったが、AED（自動体外式除細動器）

によって一命を取り留めた。

M さんはスタートから 2 時間経過後、15km 付近で立ち止まり、口から泡を吹いて、崩れるように倒れて意識不明となった。心拍、呼吸ともに停止していた。

ただちに救護隊が駆けつけ、AED の使用によって心拍が戻った。

⑦清掃

- ・ ゴミの収集は素手で行わないこと

清掃には、会場内で発生するゴミの収集、運搬があります。

スタッフはケガに注意するよう、素手で作業しないようにしなければなりません。針などの危険物がゴミの中にあるかもしれないためです。

⑧緊急時の対応

- ・ 地震、火災、事故・事件など、危機発生時の対応を考えておくこと
- ・ イベントや大会の中止の判断基準、避難誘導方法の検討をしておくこと

地震、火災、事故・事件発生など、危機発生時の対応を考えておくことも必要です。ポイントは 2 次被害の防止や被害拡大の防止です。

イベントや大会の中止の判断基準を明確化しておき、責任者が迅速な判断を行えるようにすること、その判断がスタッフ全員に迅速に伝わるような体制にしておくことが必要です。

⑨その他

- ・ 預かり荷物や落し物への対応は間違わないこと
- ・ 写真やビデオ撮影時には個人情報に注意すること
- ・ 大会参加者名簿の取扱いには注意すること
- ・ 弁当の食中毒には注意すること

その他の項目として、預かり荷物への対応、落し物への対応、写真やビデオ撮影時の注意点、食中毒への注意があります。

荷物を預かる場合、返却時に間違わないようにしなければなりません。

広報用の写真やビデオ撮影を行う場合には個人情報の問題も生じる可能性がありますので、事前の告知か、個人が特定できないような撮影方法をとるなどの対応が必要です。

大会参加者名簿は重要な個人情報です。そのままゴミ箱に捨てないよう、取扱いには注意してください。

選手や大会運営者のための弁当について、食中毒に注意が必要です。特に朝から弁当を用意する場合には、暑いところや日差し

が強いところでの保管は避けるようにしましょう。

(3) スタッフの心がけ

- ・ ホウレンソウ（報告・連絡・相談）を徹底すること（小さな事故も報告する）
- ・ 事件・事故発生時には状況から逃げず、たらい回しにはしないこと
- ・ 身勝手な行動や発言は避けること

スタッフは安全で円滑なイベントや大会運営ができるよう、ホウレンソウを徹底すること（小さな事故も報告する）、アクシデント発生時には状況から逃げず、たらい回しにはしないこと、身勝手な行動や発言は避けることがポイントとなります。ユニフォームを着れば主催者側であるという認識を徹底しましょう。

なお、スタッフ自身の管理も必要です。貴重品は自分で管理する、暑さや寒さに注意する、危険なことはしないこと、保険証や緊急連絡先を携帯すること、動きやすい服装や靴を履くことがポイントです。

8 地震発生時の対応

- ・ 屋外の場合は落下物に気を付ける。建物高さの1/2以上離れること。
- ・ 体育館では照明や天井の落下に注意すること。

(1) 発災時の対応

①屋外の場合

発災直後は建物から離れ体を低くすること。ガラス飛散範囲は建物高さの約1/2であるため、これより遠くに逃げるこ

が必要です。

②体育館の場合

建物の構造や天井の状況により、柱や壁際に寄るか、中央に集まり体を低くするか

の対応を行います。

建物等の構造を調べ、どちらの対応をとるのかを決めておきましょう。

③屋内施設の場合

耐震性が確保されている施設の場合、施設内で火災が発生していなければ、屋内にとどまるようにしましょう。屋外に逃げた場合、上からの落下物に当たる可能性があります。施設管理者の指示があるまで、その場で待機していきましょう。

(2) 津波について

地震が発生した場合、津波にも気を付ける必要があります。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のときは、宮城県南三陸町では津波の高さは約 13m を記録、また岩手県宮古市では津波の速度は時速 115km にも達しました。

津波警報・注意報は、津波の高さや到達予想時刻とともに、地震発生から 3 分を目処に発表されます。また津波の心配がない場合でも発表されます。

巨大地震が発生した場合、まずは「巨大」「高い」で発表されます。その後、10m 超、10m、5m、3m、1m の 5 段階で発表され

ます。

大津波警報とは、予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合に発表されます。発表される津波の高さは 10m 超、10m、5m となります。特別警報と同じ位置付けとなります。

津波警報とは、予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合に発表されます。発表される津波の高さは 3m となります。

津波注意報とは、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表されます。発表される津波の高さは 1m となります。

- ・気象庁は地震発生から 3 分を目処に、津波警報・注意報を出します。
- ・津波の心配がない場合でも発表します。
- ・発表される項目は、津波の高さ、到達予想時刻
- ・大津波警報（特別警報と同じ）
巨大⇒10m 超、10m、5m
- ・津波警 高い⇒ 3m
- ・津波注意報 ⇒ 1m

9 障がい者スポーツへの対応

- ・把握すること、理解することがポイントです。

(1) 指導者の心構え

障がい者は一人ひとり、態様が異なります。従って指導者は、まずは把握すること

から始めなければいけません。

把握すべき事項は、参加者の障がいの態様、競技の特性、スポーツ施設の情報、装

具・スポーツ器具・用具の情報の4つです。

次に、どのような目的で参加しているかを理解してください。競技性を重視するのか、スポーツを楽しむのか、リハビリなのか、目的によって練習方法が異なるためです。

指導するうえで、準備運動、プレーなど、手順の基本を怠らないでください。障がい者の方は自由に動くことが難しいため、指導者は「少しだけなら」という気持ちにならないようにしましょう。

そのほか、プライバシーの問題、個人情報の取扱いにも注意が必要です。

(2) 把握しなければならない生活情報

- ・ 指導者は、意思を伝達する力、人とのコミュニケーション力、指示を理解する力、安全に行動する力を把握したうえで、指導を行うこと

指導者は参加者の生活情報を把握してください。意思を伝達する力、人とのコミュニケーション力、指示を理解する力、安全に行動する力の4つです。

①意思を伝達する力

言葉で伝えることができるのか、身振りや手振りで伝えられるのか、難しいのかを把握してください。

②人とのコミュニケーション

コミュニケーションは成立するのか、特定の人であれば可能なのか、成立しないのかを把握してください。

③指示を理解する力

指示が理解できるのか、理解はできるが

表現ができないのか、理解は出来ないのかを把握してください。

④安全に行動する力

集団生活では問題ないのか、危険な箇所は理解しているのか、多動傾向があるのか、行方不明になったことがあるのか、逃亡など常に注意が必要であるのか、自傷行為があるのか、他傷・他害行動があるのかを把握してください。

⑤その他

上記以外についても、こういうときはこうなりやすい、特定のこだわりがある、パニックになるときの要因と対処法のコツがある、てんかん等の発作がある、定期的に服用しなければならない薬があるなどへの注意も必要です。

(3) 主な障がいの態様

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいについて、ポイントを見てみます。

①視覚障がい

どのような状況になっているのか分からず、不安な時があります。このため、分かりやすい口調で伝えること、音声情報で複数回繰り返すことが必要です。

②聴覚障がい

どのような状況になっているのかを把握することができません。文字と絵を組み合わせることで情報を伝えることを心掛けてください。

③知的障がい

パニック時、恐怖感で思いがけない行動

をとることがあります。優しく声をかけてスキンシップで落ち着かせる、言葉を理解できない場合は手を引いて誘導する、具体的に分かりやすく情報を伝える、絵・図・文字などを組み合わせて情報を伝えることを心掛けてください。

【事例①】

2007 年 8 月、重度の言語・知的障がい、てんかんの持病がある男性がプールで死亡。

2、3 分、目を離したすきに、うつぶせで浮いていた。

てんかん発作を起こして動けなくなる障がいがあり、専従介護が必要なのに、注意義務を怠ったとして訴訟。

2009 年 1 月、「結果は重大だが人員不足などで無理を重ねた結果、監視態勢の不備を招いた側面もある」として指導者は禁固 1 年、執行猶予 4 年の有罪判決。

2010 年 2 月に被告（施設、元職員など）と 3,000 万円の損害賠償を支払うことで和解。

【事例②】

2010 年 5 月、県障がい者スポーツ大会で応援に来ていた知的障がいの女性が、会場から 1 キロ離れた近くのため池で死亡。死因は水死。

同僚と応援に来ていたが、気付いたときには行方が分からなかった。

これまでも女性は一人で出歩くことがあったという。

【事例③】

2011 年 3 月、市障がい者スポーツセンターで、温水プールの底に知的障がいのある男性が沈んでいるのを監視員が発見。6 時間後に死亡した。

プールは知的障がい者向け。3 人の監視員が 15 分交代で見守っていた。監視員の 1 人が人数を確認したとき、男性がいないことに気付いた。

第 5 章

事故発生時の 基本対応

第5章 事故発生時の基本対応

本章のポイント

事故発生時の基本対応とは、

- ケガ人への対応：二次被害や被害拡大の防止への対応を行う
- クラブとしての対応：クラブの責任者、保護者や家族に連絡する

事故発生時に必要な対応は、ケガ人への対応とクラブとしての対応の2つです。これらの対応が迅速に、対応の抜け漏れがな

いよう、クラブ独自のリスクマネジメント対策マニュアルを作成することも必要です。

1 ケガ人への応急手当

ケガ人の応急手当について、まずは最悪を想定することです。そのうえで、容態によって直ちに119番するか、しないかを判断します。1点だけ、止血するときは、感染症等の危険性があるため素手で血液に触らないよう注意しましょう。

大出血、意識なし、呼吸困難、心臓停止、脊椎損傷、病気の発作、重度のやけど、感電、麻痺、中毒の場合には、迷わず119番

する必要があります。救急車がくるまで、AEDや応急手当を行います。

それ以外の場合、顔色や唇、皮膚の色のほか、意識、呼吸、出血、腫れや変形、嘔吐、手足を動かせるか等の確認を行い、応急手当を行ったうえで、クラブ関係者が付き添ったうえで、病院に搬送します。なお体を動かせない場合には119番します。

2 クラブとしての対応

対応担当者を決め、クラブとして責任をもって対応することがポイントです。そのうえで、情報の収集（いつ、どこで、誰が、何を、どうした）、関係者に必要な情報を伝え（ケガ人の保護者や家族、クラブ代表など）、被害拡大の防止を行い（事故発生場所の使用禁止、必要に応じてケガが発生した種目の当面の活動停止など）、地域や

会員への連絡（事故発生の実態、注意喚起など）を行います。

（1）情報の収集

事故が発生した場合、状況を把握することから始めます。正確な情報がなければ、正しい対応を取ることができません。

（２）関係者への必要な情報の伝達

必要な連絡先は、クラブ関係者（クラブの代表、クラブマネージャーなど）、ケガをした参加者の保護者や親族、指導者、クラブのメンバーとなります。事故発生時、まずはクラブ関係者やケガをした参加者の保護者に連絡しましょう。

（３）被害拡大の防止

ケガの原因が施設用具の管理上の問題である場合、原因を究明したうえで再発防止策を講じるまで、当該施設用具の使用は控

える必要があります。原因が究明されないまま、当該施設用具を使用した競技を再開した場合には、根本的な原因が改善されていないことから、同様の事故が再発する可能性は否定できません。

（４）広報対応

マスコミへの発表だけが広報というわけではありません。

地域や会員に対して、事故発生の実事や注意喚起などを行います。

3 リスクマネジメント対策マニュアル（付録２）の解説

（１）活動前のチェックポイント

指導者が指導を開始するにあたって確認が必要なチェック項目一覧という位置付けで活用します。

施設用具の管理、健康管理・身体能力、自然条件の３つのポイントがあります。指導者の注意義務を果たすために必要な最低限の項目です。

（２）ケガ人への対応

ケガ人が発生したときの対応を明記しています。

まずは２次被害の防止を行います。危険性の高い場所には人を近づけないようにすることです。

併せてケガ人の容態に応じて、直ちに119番をするのか、病院に搬送するのかを、最悪を想定したうえで判断します。

大量出血、意識不明、呼吸困難・停止、心臓停止、脊椎損傷、病気の発作、重度の

やけど、感電、麻痺、中毒の場合には、躊躇せず119番に連絡します。

（３）応急手当

ケガ人が発生したときの、応急手当に関するものです。

日本赤十字社のホームページには、絵入りで必要な対応が具体的に書かれています。印刷してマニュアルに挟んでおくことをお勧めします。

（４）記録

事故発生時には、いつ、どこで、誰が、何をしたなど、対応の引継ぎがスムーズにいくように、また後日、対応状況を振り返るためにも、その状況を記録しておく必要があります。

1枚で対応経過を全て書くのではなく、時間ごとに、1枚1枚書くことがポイントです。時間経過ごとに対応事項は異なりま

す。1枚の記録用紙に書いた場合、対応した時間が分からなくなるケースが多くなるためです。

(5) リスク事例

最初のページは当クラブのリスク事例を記録するページとなります。次のページは他クラブのリスク事例を記録するページとなります。

ヒヤリハット事例も含めたリスク事例は、情報共有のため記録しておく必要があります。

また、自分のクラブの事例だけではなく、他クラブの事例も記録しておくよう心がけましょう。出来るだけ多くの事例を知ることが意識向上に繋がります。

(6) クラブとして行わなければならない事項

クラブとして行わなければならない事項を取り纏めています。「責任体制の明確化」「事故対応マニュアルの作成」「緊急連絡網の作成」「保険への加入」「救急箱の設置」「AEDの設置」「リスクマネジメントをテーマとする勉強会の実施」「応急処置（救急）講習への参加」「リスク事例の収集」「他クラブとの情報交換」の10項目があります。

全てが出来ている状況を最終的に目指し

てください。その過程において、出来ない項目については、なぜ出来ないか、どうすれば出来るのかをクラブのスタッフ全員で考えてください。

(7) 施設・用具管理のリスクマネジメント

施設、用具の管理において、事故に繋がるリスクを洗い出してください。

導線の不備や老朽化、床が常に濡れているなど、危険個所を洗い出しましょう。

そのうえで、使用しない、近づかせないなどの対応をとりましょう。

(8) その他のリスク

活動中の事故以外のリスクについて、リスク事例、クラブへの影響、これらの問題点における解決方法を検討しましょう。

第4章のクラブ運営者のためのチェックポイントも参考にしてみてください。

(9) 種目ごとの注意すべきリスク

スポーツ事故防止のためのポイントは施設用具の管理、健康管理と身体能力の管理、自然条件の把握の3つです。

これらの3つについて、第3章の指導者としてのチェックポイントを参考にしながら、個別競技ごとに確認しましょう。

付録 1

事故事例

付録1 事件事例

1 スポーツ安全保険の事故データ

スポーツ安全協会が毎年取り纏めている「スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ」から、種目ごとの事故の特徴と障害部位別の事故発生率、年齢別の事故の特徴を見ていきます。

平成 24 年度のデータに基づいています。

(1) 種目ごとの事故発生率

表 1 は種目別に事故件数、加入件数、事故発生率を取り纏めたものです。種目ごとの加入件数に差があるため、事故発生率（事故件数÷加入件数）が高い順に並べました。

事故発生率とは 1 年間に何人の人がケガをするかを統計的にみたものです。例えば 10% とは、ケガの大小は考慮せず、1 年間で 10 人に 1 人がケガをするという意味です。（ $100 \div \text{事故発生率（\%表示）}$ で計算します）

発生確率の高い上位 10 の種目は、アメリカンフットボール、ドッジボール、ラグビー、柔道、バスケットボール、硬式野球、バレーボール、レスリングとなりました。これらの種目の指導者は、特に事故発生の防止に注意する必要があります。

表 1 - 1 種目別の事故件数、加入件数、事故発生率（1～30 位）

順位	種目	事故件数	加入件数	発生率
1	アメリカンフットボール	489	5,720	8.5
2	その他の球技	6,467	90,541	7.1
3	ドッジボール	2,762	44,728	6.2
4	ラグビー	3,677	67,337	5.5
5	柔道	5,726	122,063	4.7
6	バスケットボール	17,926	456,992	3.9
7	硬式野球	4,935	135,379	3.6
8	バレーボール	28,093	804,661	3.5
9	レスリング	361	10,504	3.4
10	その他のウィンタースポーツ	66	2,054	3.2
11	ホッケー	218	7,039	3.1
12	自転車競技	290	10,725	2.7
13	ボクシング	352	13,237	2.7
14	テニス	2,075	78,983	2.6
15	サッカー	39,300	1,513,466	2.6
16	相撲	178	6,962	2.6
17	ハンドボール	710	28,299	2.5
18	インディアカ	684	29,933	2.3
19	バドミントン	4,514	201,897	2.2
20	アイスホッケー	321	14,749	2.2
21	その他の武道・格闘技	1,577	73,198	2.2
22	指導活動・審判	1,704	79,976	2.1
23	馬術	223	10,584	2.1
24	スカイスポーツ	93	4,923	1.9
25	ソフトボール	8,105	465,719	1.7
26	ウェイトリフティング	15	955	1.6
27	学童保育	6,290	404,241	1.6
28	軟式野球	15,146	973,707	1.6
29	スケート	238	15,674	1.5
30	空手道	4,685	344,762	1.4

（単位）事故件数・加入件数（件）、発生率（％）

表 1 - 2 種目別の事故件数、加入件数、事故発生率（31～60 位）

順位	種目	事故件数	加入件数	発生率
31	スキー	385	28,588	1.3
32	体操競技・新体操	2,829	225,258	1.3
33	合気道	528	51,780	1.0
34	卓球	1,531	159,301	1.0
35	少林寺拳法	370	40,535	0.9
36	自動車操縦	427	46,789	0.9
37	剣道	2,112	244,499	0.9
38	サイクリング	42	5,178	0.8
39	ハイキング・軽登山・山歩き	369	56,872	0.6
40	陸上競技	911	148,524	0.6
41	レクリエーション	60	10,390	0.6
42	マリンスポーツ	35	6,699	0.5
43	銃剣道	4	803	0.5
44	フェンシング	9	2,047	0.4
45	軽スポーツ	256	58,586	0.4
46	エアロビクス・ジャズダンス	201	46,332	0.4
47	なぎなた	31	7,153	0.4
48	ソフトテニス	498	121,820	0.4
49	カヌー	16	4,606	0.3
50	その他の競技スポーツ	30	8,943	0.3
51	ゲートボール	24	8,678	0.3
52	グラウンドゴルフ	377	148,490	0.3
53	ストレッチ	39	18,358	0.2
54	ヨット	11	5,927	0.2
55	その他のレクリエーションスポーツ	164	89,479	0.2
56	ボート	8	4,814	0.2
57	水泳	262	161,671	0.2
58	弓道	25	16,328	0.2
59	子ども会（育成会）	280	192,376	0.1
60	ライフル射撃	2	1,455	0.1

（単位）事故件数・加入件数（件）、発生率（％）

表 1 - 3 種目別の事故件数、加入件数、事故発生率（61～72 位）

順位	種目	事故件数	加入件数	発生率
61	ボーイスカウト	4	2,947	0.1
62	地域社会活動	63	48,715	0.1
63	山岳登はん	1	1,022	0.1
64	アーチェリー	4	4,136	0.1
65	フォークダンス・社交ダンス	126	149,861	0.1
66	その他のアウトドアスポーツ	34	51,141	0.1
67	健康美容体操	78	127,630	0.1
68	ボランティア・社会奉仕活動	33	71,954	0.0
69	その他のフィットネススポーツ	17	46,676	0.0
70	文化活動	92	391,794	0.0
71	クレール射撃	0	240	0.0
72	近代五種・バイアスロン	0	14	0.0
72	ボブスレー・リュージュ	0	42	0.0

（単位）事故件数・加入件数（件）、発生率（％）

(2) 傷害部位別の事故発生率

表2は1年間の傷害部位ごとの事故発生件数とその割合です。手の指、足の関節、膝の3か所への事故が全体の約45%を占めています。

表3はケガの状態ごとの事故発生件数を示したものです。捻挫、骨折、挫傷（打撲）が上位となっています。

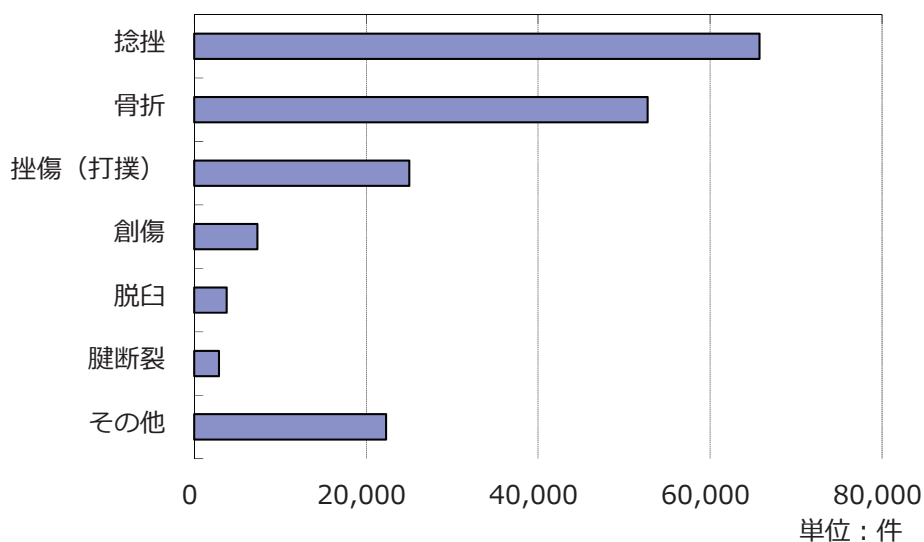
ケガの発生を完全に防ぐことはできません。従って、少なくともこれらのケガには対応できるように救急箱の中身を準備しておくとともに、指導者はこれらのケガに対する応急手当の方法を取得しておく必要があります。

表2 傷害部位別の事故発生の件数と割合

傷害部位		件数	割合
頭部	頭部	4,400	2.4%
	頭部（目）	4,777	2.7%
	頭部（歯）	2,443	1.4%
	頭部（その他）	6,777	3.8%
頸部		2,775	1.5%
胸・腹・背部		6,042	3.4%
腹部		5,915	3.3%
上肢	肩・上腕	8,114	4.5%
	肘	6,194	3.4%
	前腕	3,740	2.1%
	手関節	10,550	5.9%
	手	3,697	2.1%
	手指	33,257	18.5%
下肢	大腿	4,966	2.8%
	膝	18,890	10.5%
	下腿	7,502	4.2%
	足関節	27,680	15.4%
	足	10,231	5.7%
	足指	5,481	3.0%
その他		3,690	2.1%
合計		2,674	1.5%
合計		179,795	100.0%

（単位）件数（件）、割合（%）

表3 傷害種別の事故発生の割合



(3) 年齢別の事故発生率

表4は年齢別の事故発生件数を示したものです。この表によると、最も件数が多い年齢層が10～19歳であり、次いで0～9歳、40～49歳、30～39歳と続きます。

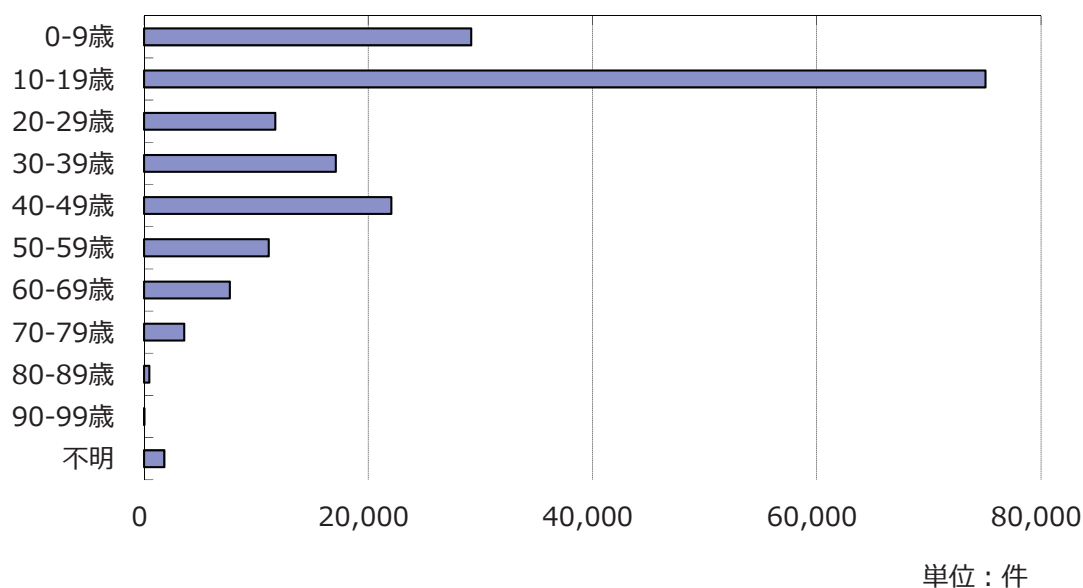
10～19歳は特に小学5、6年生に事故の発生が多く見られます。成長に従って自分の体力を過信する傾向が強いためです。この年齢層の子どもは指導者の言うことを受けいれない子どもが多い傾向にあります。指導者は指導力の発揮を心掛ける必要があります。

0～9歳は危険体験が少ないことから、

意図せず危険な行為を行いやすいため、事故の発生が多くなる傾向が見られます。このため指導者は行動の監視に注意する必要があります。この年齢層は指導者の言うことを受け入れます。従って、危険な行動に気が付いたら躊躇せず指導することが必要です。

30～39歳、40～49歳は、「まだ動ける」という自分の体力を過信する傾向が強く見られます。指導者は参加者の経験、日常的なスポーツの活動状況を把握して、無理をさせない必要があります。

表4 年齢別事故発生状況



2 種目ごとの事故事例

種目ごとに、よくある事故事例を見ていきます。監督、コーチはこれらの事例をしっかり把握して、事故がないよう注意してください。

事例は、スポーツ安全保険の支払い事例（年度の記載があるものです）、リスクマネジメント研修会で発表された事例となります。

（１）水泳

プレーによるケガ

- ・ 水中、プールサイドでの接触：打撲、切創
- ・ スタートの失敗：頭部打撲、頸椎損傷
- ・ 体調不良：溺水

用具によるケガ

- ・ プールの排水溝への吸込まれ：溺水

水泳は呼吸制限、水の抵抗、視野狭窄など、陸上にはない制約が加わります。上記のケガに注意してください。

【事例】

- 練習中、前を泳いでいた人の足で受傷。眼窩骨折、右目失明（平成 24 年度）
- 練習中、飛び込んだときにプール底に頭を打ち頸椎を損傷。重度後遺障が残る（平成 19 年度）



(2) サッカー

プレーによるケガ

- ・ チャージ、スライディング、予想外の動き：捻挫、骨折
- ・ 至近距離からのキック、乱暴なプレー、競り合い（特にキーパー）
：頭、目、内臓破裂

用具によるケガ

- ・ ゴールポストの転倒：下敷き
- ・ グラウンドの凹凸：足を取られて転倒、相手に蹴られる

サッカーは技術差、能力差、体力差が表れやすいので、ケガには注意しなければなりません。

【事例】

- 試合中、相手選手と交錯して転倒。相手が上に倒れこんで頸椎脱臼骨折、頸髄損傷、四肢麻痺（平成 23 年度）
- 試合中、ボールが目当たる。眼球打撲、視野狭窄（平成 22 年度）
- 試合中、相手プレーヤーの蹴ったボールが右目を直撃。外傷性 虹彩毛様体炎（平成 20 年度）
- ゴールを運んでいるとき、転倒、下敷きになった
- ヘディングをしたところ、脳震盪が起きた
- 試合中のコートに練習のボールが入り、選手が転倒した
- 練習中、ゴールポストに衝突した。以降、ゴムのラバーをポストに着けた



(3) 野球、ソフトボール

プレーによるケガ

- ・ バットが折れる、飛ぶ（汗で滑るなど）：打撲
- ・ ボールに当たる：打撲（目、歯など）、心臓震盪
- ・ 金属スパイク：裂傷
- ・ 野手の衝突：頭部へのケガ

用具によるケガ

- ・ 防球ネット：風で倒れて下敷き

野球やソフトボールは、バットやボールによる事故が多いスポーツです。

【事例】

①ボールが直撃

- ソフトボールの試合中、ボールが左目に直撃。視神経障がい、視野狭窄^{きょうさく}及び羞明^{しゅうめい}（平成 23 年度）
- ソフトボールの投球練習中の後方通行中に、逸れたボールが右目に当たり失明。眼球破裂、一眼失明（平成 23 年度）
- ソフトボール中、バッターの打った打球がピッチャーの左目に直撃（平成 20 年度）
- ソフトボールのボールが指に当たり受傷。壊死性筋膜炎発症、上肢切断（平成 23 年度）
- 硬式野球で打球が左目に当たる。ガラス体損傷、弱視、視野狭窄（平成 22 年度）
- 野球の試合中、内野手が投げた球が目当たる。眼球打撲による失明（平成 20 年度）
- 野球の練習中、バッターの打ったボールが頭に直撃。神経系統の機能に障がいが残る（平成 20 年度）

②接触、衝突

- ソフトボール中、ランナーと接触し、転倒。頸椎損（平成 22 年度）
- ソフトボール中、ランナーと接触し、脊柱に変形障がいが残る（平成 20 年度）
- キャッチャーとしてソフトボールの試合に参加中、クロスプレーで受傷。頸椎損傷（平成 20 年度）
- 野球で一塁を守っていたとき、走者と衝突して転倒。頸椎損傷による運動機能障がいが残る（平成 19 年度）
- 野球のボールを追って交錯し、相手の膝と頭部が衝突（平成 21 年度）

③転倒

- ソフトボールでファールボールを追って走り、バランスを崩し、バックネット下のコンクリート部に頭を衝突死。頸椎損傷により死亡（平成 24 年度）
- 硬式野球で捕球時に飛込み、膝を損傷。膝靭帯損傷、膝関節機能不全（平成 22 年度）
- 野球の練習中、フライ捕球時に膝をひねる。十字靭帯損傷（平成 20 年度）
- フライを捕球する際、後ろ向きに走っていたところ、転倒、頭を打った

④用具等による事故

- 突風によって野球用バッティングゲージが倒れて下敷きになる（平成 24 年度）
- 野球のバックネットを搬送中、突風によりバックネットが倒れ、バックネットと地面に挟まれ頭部を強打（平成 22 年度）
- 野球の指導中、ピッチングマシン調整時にアームが目接触到。失明（平成 20 年度）

⑤その他

- 冬季での練習中、手がかじかんで突き指や捻挫が発生した
- スライディングを行ったところ、骨折した



(4) バレーボール

プレーによるケガ

- ・ 転倒、突き指、打撲、ねんざ
- ・ 汗で床に滑る

用具によるケガ

- ・ ネット支柱の運搬：骨折
- ・ ネットのワイヤー：裂傷、目へのケガ

転倒、突き指などケガの程度が小さい事故は多いですが、身体接触が少ないため、大きな事故は比較的少ないスポーツです。転倒、用具の準備などで事故が多く見られます。

【事例】

- 活動中に転倒し大腿骨を骨折（平成 24 年度）
- 合同練習後の片づけの際、ネットのワイヤーが左目にあたり負傷。眼球破裂等、視野狭窄及び調整機能障がい（平成 23 年度）
- レシーブしようとしたところ、アキレス腱を断裂。当傷害が起因して治療中に肺血栓症を起こす（平成 21 年度）
- サーブやスパイク中、ボールを踏んだ
- 支柱を片付ける際、転倒した
- 支柱が古かったため、準備しているときに指をケガした
- 捻挫したためコールドスプレーをかけたところ、凍傷になった
- シューズを忘れたため、そのまま参加させたところ、他の会員から足を踏まれた
- ミニバレー大会で人数が足りなかったため、会員外の人を集めて参加した。その人がスパイクしたことで足をひねり、骨折した



(5) ラグビー

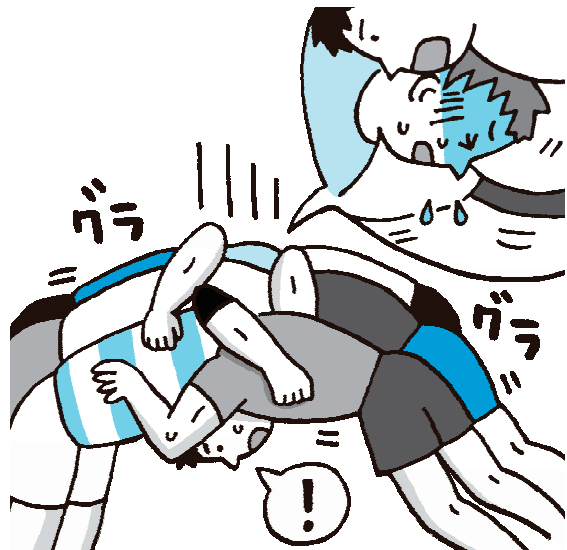
プレーによるケガ

- ・ ボールのキャッチミス：突き指
- ・ タックル：打撲、口腔内損傷、脱臼、骨折、脳挫傷、頸椎損傷、内臓破裂
- ・ スクラムの組遅れ、崩れ：頸椎損傷

ラグビーは、ボールの争奪、プレーの継続の基本原則のもと、身体接触が認められているため、ケガの多いスポーツです。

【事例】

- 試合中、首に相手が乗り、押しつぶされた。頸椎損傷、四肢麻痺（平成 23 年度）
- タックルの練習の際、後頭部から転倒。頸髄損傷、四肢麻痺（平成 23 年度）
- 試合中、ラック（密集）の際の転倒による頭部急性硬膜下血腫（平成 23 年度）
- 試合中、ラックに突っ込んだ際に首を受傷。頸髄損（平成 22 年度）
- 練習中、タックルして転倒。両下肢の麻痺が残る（平成 20 年度）
- 試合中、タックルされて転倒。第 3 頸椎脱臼。頸髄損傷。完全麻痺（平成 20 年度）
- 試合中、スクラムが崩れ受傷。第 5 頸椎前方脱臼骨折。頸髄損傷（平成 20 年度）



(6) 卓球

プレーによるケガ

- ・ 他人との接触

用具によるケガ

- ・ 卓球台の準備、片付け：頭を挟む

卓球は、狭い場所で行われることが多いため、他人との接触が多いスポーツです。

【事例】

- 練習中、足がもつれ後ろ向きに転倒。頸椎圧迫骨折（平成 20 年度）
- 練習中、後ろの台でプレー中の人に衝突され転倒。右橈骨遠位端骨折（平成 20 年度）
みぎとうこつえん いたんこっせつ
- ダブルス中、味方の足に絡み転倒。運動機能障がいが残る（平成 19 年度）
- 卓球中に転倒し、股関節骨折。運動機能障がいが残る（平成 19 年度）
- 卓球台を準備中、台に指を挟んだ



（写真）卓球台の準備は基本的には指導者が行う。
テーブルに頭を挟まれるという事例もあります。



(7) バドミントン

プレーによるケガ

- ・ シャトルが当たる：眼球損傷
- ・ 足の踏み替え時：アキレス腱断裂
- ・ プレー中、後ろに下がったときに捻挫する
- ・ 練習中、ラケットが隣の選手にぶつかる

用具によるケガ

- ・ ネットの準備中にワイヤーで手を挟む

バドミントンは、身体接触が少ないため、事故が比較的少ないスポーツです。

【事例】

- バドミントンのシャトルが目を直撃し、視力障がいが残る（平成 19 年度）
- 移動式のポールが倒れた



（写真）ケガ防止のため、ネットの準備は複数名で確認しながら行うことが重要です



(8) 柔道

プレーによるケガ

- ・ 耳の衝突・摩擦
- ・ 投げられる：打撲、脱臼、骨折、頭を打つ、頸椎損傷

柔道は、習熟度、性別、体格で配慮が必要なスポーツです。能力差、体力差が表れやすいので、ケガには注意しなければなりません。また活動人数が多いと、接触事故なども発生します。

【事例】

- 乱捕り中に頭を揺さぶられ、急性硬膜下出血となる（平成 22 年度）
- 乱捕り中、技を返され後頭部を打つ。四肢麻痺（平成 21 年度）
- 指導中に子どもの大外刈を受けていたところ、頭部を撃つ。四肢麻痺（平成 21 年度）
- 試合中、相手から投げを受けた際、頭から落下。頸椎損傷。下半身不随（平成 21 年度）
- 練習中、投げられて頭から落ちる。頸椎損傷（平成 21 年度）
- 試合中、頭から畳に落ちる。第 4 頸椎脱臼骨折による頸椎損傷、四肢麻痺（平成 21 年度）
- 練習中、相手に大外刈りをかけられ頭部を打撲（平成 19 年度）



(9) 剣道

プレーによるケガ

- ・ 相手の打突：手指関節のじん帯損傷、鼓膜損傷、頸椎の損傷
- ・ 相手との接触：足指の骨折、頭部・頸部損傷
- ・ すり足などによる負荷：アキレス腱断裂

用具によるケガ

- ・ 竹刀の破損、防具の不備：眼球損傷
- ・ 防具の着用：熱中症、貧血

剣道は竹刀による打突、体当たり、床の上を素足で動くため、下肢を痛めやすく、転倒しやすいスポーツです。

【事例】

- 試合中に左足を踏まれて親指の爪がはがれ、その後、壊疽（えそ）となり、右足下腿切断（平成 24 年度）
- 子どもと大人の練習中、子どもが大人の後頭部を竹刀で打った
- 打ち込みで、手が疲労骨折した

(10) テニス

プレーによるケガ

- ・ 他人のラケット、ボールが当たる：打撲
- ・ ボールで転ぶ：捻挫

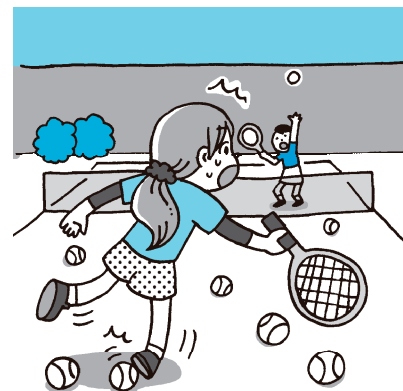
用具によるケガ

- ・ コート整備用のローラー：圧死
- ・ ネット・ワイヤーのささくれ：刺さるケガ

テニスはラケットやボールによる事故が多いスポーツです。

【事例】

- ボールを持ち上げる際、頭を打った
- ネット近くに落ちていた球を拾わず練習を続けた結果、ボールを踏み捻挫した
- ネットのワイヤーに癖が付いており、跳ね返って目に当たった



(11) バスケットボール

プレーによるケガ

- ・ オフェンス時のボールキャッチ、方向転換、着地、ディフェンスに叩かれる：突き指、目のケガ、じん帯損傷
- ・ ディフェンス時の方向転換、ボールカット：突き指
- ・ ボールキープする選手が急に肘を張る：顔面打撲

用具によるケガ

- ・ バスケットゴールが倒れる：下敷き

バスケットボールは、狭いコートで選手が入り乱れ、瞬時に攻守が交代します。このため、足首や手の関節に負担がかかるスポーツです。

【事例】

- ボールを追っていたところ、相手選手の急激な方向転換についていけずに捻挫した
- ボールを奪われる際、相手選手の指が目当たった



(写真) ケガを防ぐためには指導者の適切な指導が必要です

(12) 陸上競技

プレーによるケガ

- ・ 準備運動不足：捻挫、痙攣、肉離れ、心肺機能不全
- ・ 長短距離：肉離れ、捻挫、痙攣
- ・ 高跳び：頭部・頸椎損傷
- ・ 投てき：頭部骨折

陸上競技は、筋肉、骨、心肺に負荷がかかるため、体調管理が重要です。

(13) その他の事例

①フットサル

- 試合中に、左アキレス腱を断裂（平成 24 年度）

②体操競技

- トランポリンの着地の際に頭から落下、頸椎損傷、四肢麻痺（平成 23 年度）
- 体操競技中、落下。頸椎骨折（平成 22 年度）
- トランポリンの練習中、着地のときに膝を負傷。その後、骨髄炎を発症し片足を切断（平成 19 年度）
- トランポリンにて着地に失敗し、膝靱帯、神経等を断裂。運動機能障がいが残る（平成 19 年度）
- 段違い平行棒で宙返りに失敗。顔を打ち下唇に歯が貫通、4 針縫った

③レスリング

- 試合中、前転を失敗し、脳天から落下。頸髄中心性損傷（平成 24 年度）

④自転車競技

- 練習中、ドラフティング（先頭交代）しながら走行中、前のメンバーに接触した反動で反対車線に飛び出し、車と衝突。その衝撃で元の車線に戻され重機にひかれる（平成 23 年度）
- 夏合宿でツーリング中、路面が悪かったためバランスを崩して対抗の陸走車に衝突して胸部打撲（平成 23 年度）
- レース中、左カーブを曲がりきれず転倒、頸椎損傷、左半身麻痺（平成 23 年度）
- 自転車のロードバイク練習中に転倒。胸椎、腰椎骨折（平成 22 年度）
- 練習中、後ろから追い抜こうとしたところ、女性に衝突した

⑤弓道

- ☐ 低学年の児童がふざけて、他人に向けて矢を放とうとした
- ☐ 次の人が出る前に、子どもが矢を放った
- ☐ 木の的が古くなり、木がめくれて手のケガや、指を切る事故が起きた

⑥空手道

- ☐ 空手道の試合中に転倒し、頭部打撲による重度後遺障がいが残る（平成 19 年度）

⑦ゴルフ

- ☐ 子どもがクラブを振ったところ、後ろにいた父親にクラブが当たり、目の上を 3 針縫った。以降、2 m 以内は近づけないようにした

⑧グラウンドゴルフ、パターゴルフ

- ☐ グラウンドの枠に躓き転倒し、運動機能障がいが残る（平成 19 年度）

3 スポーツ活動中の損害賠償責任事故

スポーツ活動中に施設を破損した、第3者の所有物を破損させた、またはケガを負わせたことで、損害賠償金を支払った事例です。

このような事故はゼロにすることはできません。従って、損害保険への加入が必要です。

(1) スポーツ活動中の損害賠償責任事故

- バッティング練習中、打ったボールが施設の窓ガラスに当たり、破損させた（平成 24 年度、182,549 円）
- 活動時に設置したテントが強風にあおられ、付近に駐車していた被害者の車両に当たり破損させた（平成 24 年度、277,043 円）
- 空手道の稽古中、上段蹴りの練習をしている際、バランスを崩してパーティションに衝突。その弾みでパーティションが倒れガラスを破損させた（平成 23 年度、10,290 円）
- キャッチボールの練習中、投げたボールがそれて他のメンバーに当たり、鼻を骨折させた（平成 23 年度、94,000 円）
- 野球の練習中、暴投したボールを子どもが受け取れず、車道に飛び出した。避けきれなかった走行中のバイク 2 台が横転し、バイク破損及び運転手に傷害を負わせた（平成 22 年度、3,210,636 円）
- 柔道の練習中、2 人で組み合いながら道場の窓ガラスにぶつかる。その拍子に窓ガラスが外れ、外に駐車してあった車に当たり破損させた（平成 22 年度、338,982 円）
- 野球の練習中、打球がソーラーパネルを直撃し、破損させた（平成 21 年度、1,801,800 円）
- 野球練習の休憩中に素振りをしていたところ、他のメンバーの顔面部にバットが当たりケガを負わせた（平成 21 年度、1,671,291 円）
- 空手道の練習中、かかとが施設の鏡に当たり、破損させた（平成 21 年度、161,889 円）
- ソフトボール試合中、隣接している民家の屋根にファールボールが当たり、破損させた（平成 20 年度、42,840 円）
- 体育館でソフトバレーボールの練習試合にてスパイクの練習をしていたところ、ボールが屋内消火栓に当たり、ポンプが起動し水圧がかかり配管を破損させた（平成 20 年度、479,430 円）
- ハンドボールの練習中、シュートしたボールがゴール枠に当たり、跳ね返って体育館の天井を破損させた（平成 19 年度、140,000 円）
- 硬式野球の練習試合中、ファールボールが駐車場に停めてあった車に当たり破損させた（平成 19 年度、335,065 円）

(2) 指導者の損害賠償責任事故

- 新体操の練習中、体育館の床面が滑りやすい状態であったことの注意喚起を怠ったことから、子どもが床に滑ってしまい、顎を負傷した。注意喚起の欠落、適切な活動場所の選定を怠ったことが原因として、指導者が賠償責任を負った。(平成 24 年度、32,081 円)
- 素振りの練習中に子どもの振ったバットが別の子どもの鼻に当たり、陥没骨折を負わせた。適切な活動場所を選定していなかったとして指導者が賠償責任を負った(平成 24 年度、92,835 円)
- フライの練習で監督が打った打球がファールボールとなり、駐車場に停めていた車に当たり、天井上部を破損させた(平成 23 年度、95,130 円)
- 河川敷グラウンドでテント設営をしている際、強風にあおられテントが飛ばされ、駐車場に停めてあった車に当たり破損させた(平成 23 年度、152,259 円)
- 少年サッカー大会に参加中、選手の休憩所に設置していた簡易テントが強風で飛ばされてしまい、グラウンド外の駐車車両に当たる。車両のフロントガラス、ボディーを損傷。設置した指導者が賠償責任を負った(平成 22 年度、149,800 円)
- ミーティング中のメンバーにバットが当たってしまい、頭がい骨骨折を負わせた。指導者が適切な練習場所を指示していなかったとして賠償責任を負った(平成 22 年度、1,041,349 円)
- バレーボールの指導中、レシーブ練習の際に 13 人の児童に対して 1 つのボールをレシーブするよう指示し、児童同士が接触、1 人が顔面打撲により前歯を欠損した。危険な練習方法としてコーチに賠償責任が発生した(平成 21 年度、220,790 円)
- 体操教室で指導者の指導ミスにより、児童が着地を失敗し、腰を打ってケガをした(平成 20 年度、1,000,000 円)
- 野球クラブに所属する少年が試合後の練習中に熱中症で倒れ、その後、多臓器不全により死亡。指導者に注意義務違反が発生(平成 19 年度、53,000,000 円)

付録 2

リスクマネジメント マニュアル雛型

付録2 リスクマネジメントマニュアル雛型

リスクマネジメント対策マニュアル

____年 ____月版

1. 活動前のチェックポイント

(1) 施設用具の管理

① 施設、用具の整備

- ・ 破損、危険な突起物の有無の確認
- ・ 倒れる危険性のあるものの固定
- ・ 緩み、腐食、水濡れの確認

② 施設、用具の安全な準備、配置

- ・ 活動人数の考慮
- ・ 施設、用具の安全な準備、配置
(安全を確保した用具の準備、安全な導線の確保)
- ・ 良好な環境の確保 (照明、換気など)

(2) 健康管理・身体能力

① 無理をさせない (健康管理に万全を期す)

- ・ 睡眠不足や疲れが残っている状態
- ・ 不安定な心理状態
- ・ 心疾患の有無

② 軽微な事故でも、家族・保護者に必ず連絡する (特に頭のケガに注意。影響が後で出る可能性)

③ 試合、競技を安全に行うためのスキルは十分か

④ 高度なテクニックを要する種目の活動中は特に注意 (目を離さない)

(3) 自然条件

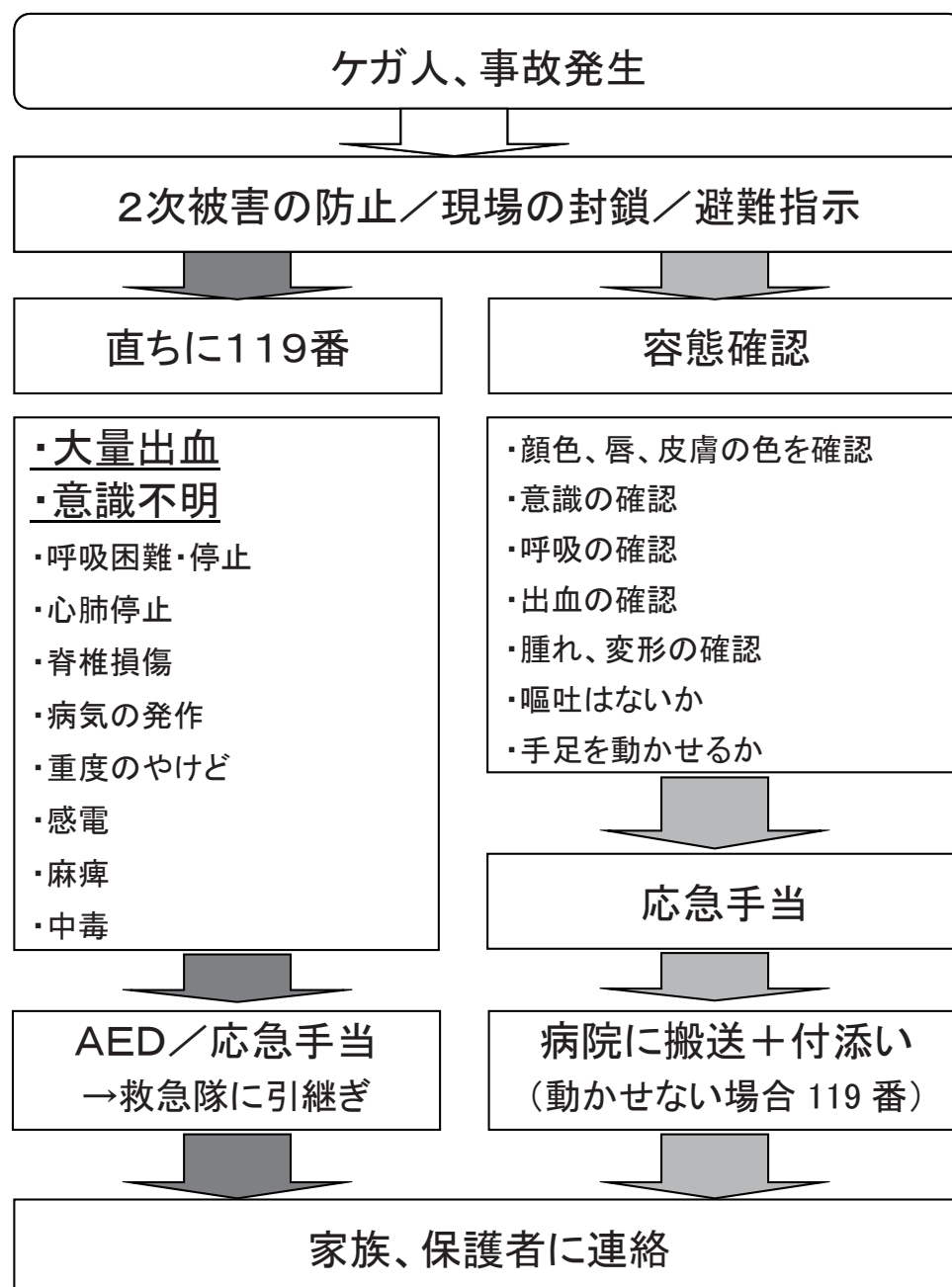
① 雷の音が聞こえたら、すぐに活動中止

(雷の音が止んでも 20 分は退避)

② 熱中症への適切な措置 (夏場以外でも可能性あり)

③ 冬季活動時の十分な準備運動 (筋肉、心肺に負担をかけない)

2. ケガ人への対応



緊急連絡先 夜間・休日診療の当番医を確認しておくこと！

連絡先	電話番号	備考
病院：		
病院：		
代表：		
クラブマネジャー：		
事務局長：		

3. 応急手当

日本赤十字社HP (<http://www.jrc.or.jp/>)

「応急手当について学ぶ」を印刷しておく

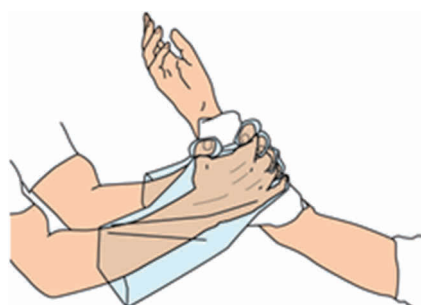
(<http://www.jrc.or.jp/study/safety/index.html>) ※2015/1 時点

【出血】

出血しているきず口をガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて、しばらく圧迫します。この方法が最も基本的で確実な方法です。包帯を少しきつめに巻くことによって、同様に圧迫して止血することができます。

まず直接圧迫止血を行い、さらに医師の診療を受けるようにします。

※感染防止のために、ビニール袋やビニール手袋などを使用することが推奨されています。



(出典) 日本赤十字社ホームページ「応急手当について学ぶ」

【熱中症】

- ・できるだけ早く風通しのよい日陰や、冷房が効いている室内などに避難させます。
- ・本人が楽な体位にしますが、顔面が蒼白で脈が弱い場合は、足を高くした体位にします。
- ・衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。
- ・意識があり、吐き気や嘔吐などがなければ、水分補給をさせます。スポーツ飲料か、薄い食塩水などを飲ませます。
- ・露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷やします。氷嚢などがあれば、それを頸部、腋窩部（わきの下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効です。また、体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります、重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。
- ・水分が補給できない、症状に改善が見られない、様子がおかしい、全身の痙攣があるなど、手当の判断に迷う場合は、ためらわずに救急隊を要請します。
- ・救急隊を要請後も、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められます。
- ・意識がなく、普段どおりの呼吸がない場合は、一次救命処置の手順により手当を行います。

(出典) 日本赤十字社ホームページ「応急手当について学ぶ」

【意識なし】

気道確保。

【呼吸困難】

呼吸確認／人工呼吸。

【心臓停止・呼吸停止】

心肺蘇生、AED。

日本赤十字社では、「一次救命処置（BLS）ー心肺蘇生と AED ー」の動画を web 上で公開しています。詳しくは、日本赤十字社ホームページ内の「講習の内容について」をご覧ください。

URL : <http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/>

【頭を強く打っている】

絶対に動かさない。

【骨折】

無理に動かさず、出血があれば止血。可能であれば副木（添え木）で固定。

【大きな異物が刺さっている】

抜かない。抜くと大出血の可能性。

【指の切断】

傷口に清潔な布を当てて圧迫して止血。切断された指は清潔なガーゼでくるみ、氷とともに、ビニールに入れる。切断面には軟膏を塗らない。

【やけど】

水道水を出しっぱなしにし、痛みや熱さが感じなくなるまで、直ちに冷やす（10～15 分）。衣服の上からの火傷の場合、無理に服を脱がさない。広範囲の場合、ホースで水をかけたり、濡れたシートで覆う。

4. 記録(必要に応じてコピーをとる)

ケガ人、事故発生記録／経過記録(第 報)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分
ケガ人	氏名: _____ 男・女 年齢・学年: _____ 才 _____ 学年 年(高・中・小・幼) 住所 _____ 連絡先(電話・携帯) _____ 家族・保護者連絡先(電話・携帯) _____
発生状況	(講座名、担当: _____) ①発生場所 ②原因(行動面、設備面、作業面、管理面、その他) ③ケガの状況(症状) ④対応状況(治療等) ⑤搬送先・搬送なし ⑥家族・保護者への連絡(済・未・不要) ⑦対応者(氏名、連絡先)
今後の 対応方針	
記録者	記録日: 氏 名: 連絡先:

5. リスク事例（記入欄）

(1) 当クラブのリスク事例(リスク発生の経緯、対応状況)

5. リスク事例（記入欄）

(2) 他クラブのリスク事例(リスク発生の経緯、対応状況)

6. クラブとして行わなければならない事項(記入欄)

	なぜ出来ないか	どうすれば出来るか
☐ 責任体制の明確化		
☐ 事故対応マニュアル作成		
☐ 緊急連絡網の作成		
☐ 保険への加入		
☐ 救急箱の設置		
☐ AEDの設置		
☐ 勉強会の実施 (リスクマネジメント等)		
☐ 応急処置(救急)講習参加		
☐ 事故事例の収集		
☐ 他クラブとの情報交換会		

7. 施設・用具管理のリスクマネジメント(記入欄)

考えられるリスク (例)導線の不備、老朽化、 床が常に濡れている等	クラブへの影響 (考えられるケガ)	予防と対策 対策上の問題点

予防と対策
(施設・設備) ・日常的な点検、安全確認 (点検マニュアルの作成) ・事故・災害発生時マニュアルの作成 ・貸与マニュアルの作成 (用具) ・日常的な点検、安全確認 (点検マニュアルの作成) ・貸与マニュアルの作成

8. その他のリスク(記入欄)

(人と組織、経済面、個人情報、情報セキュリティ、活動環境等)

リスク事例	クラブへの影響	現状の問題点 予防と対策

9. 種目毎の注意すべきリスク(記入欄)

個別競技()

(1)施設用具の管理	
(2)健康管理・身体能力	
(3)自然条件	

個別競技()

(1)施設用具の管理	
(2)健康管理・身体能力	
(3)自然条件	

個別競技()

(1)施設用具の管理	
(2)健康管理・身体能力	
(3)自然条件	

付録 3

リスクマネジメント マニュアルの 活用例

付録3 リスクマネジメントマニュアルの活用例

付録3は、熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会で作成、使用されている付録2をベースにしたリスクマネジメントマニュアルの活用例です。

リスクマネジメント研修で出された意見を集約して、講師のコメントを追記したうえで、各クラブに配布しました。

1. リスク事例(リスク発生の経緯、対応状況)

(1) サッカー①

リスク発生の経緯	キッズサッカーの練習時、練習後半ゲーム中ドリブルをしていたAに対し、Bがやや後ろからタックルした。その際Aは転倒し、ファールの判定でゲーム再開(Aも続行)。 帰宅後、足の痛みを訴え、翌日病院で足首の骨折と診断。後日連絡を受け、見舞に行った。Aの保護者はBが普段より荒いプレーだったのではないかと意見。 しかし、そのとき審判をしていたコーチは、やや後ろからのタックルはありがちであり、特に危険ではないと判断。骨折後しばらく入院となり、通学も保護者の送迎が必要となった。AとBの保護者は顔見知りであったが、Bの親から謝罪の言葉がないとのことでAの保護者は不満を持っていた。
クラブの対応状況	クラブとしては、当日は特にケガの状況がひどいように思えなかったため、保護者に連絡をしなかったが、もう少し注意深く子どもを観察する必要があった。また、双方の保護者に連絡すべきだった。
講師からポイント	この事例の場合、コーチの賠償責任の面から考えると、あくまでプレー中のことであるため、「特に危険ではなかった」と判断したコーチに賠償責任が問われる可能性は低いと考える。しかし、年齢が低くなればなるほど、指導者はより細心の注意と配慮をする必要があるため、ケガの判断をその場でできなかったとしても、保護者に対しては状況を報告しておくことは必要である。

(2) サッカー②

リスク発生の経緯	少年サッカー練習時間帯の休憩中に会員同士(A と B)で喧嘩となり、B が軽いケガをした。その後 B の保護者が A の保護者に注意するように申し出を行い、クラブに連絡があった。
クラブの対応状況	クラブでは、指導者に事実確認を行い、今後指導に当たり注意するよう要請するとともに、両保護者へ、クラブの対応につき報告し、各家庭でも喧嘩しないよう指導をお願いし、了解を得た。
講師からポイント	あくまで子ども同士の喧嘩であるため、ケガさせたほうの責任となる。この事例の場合、クラブや指導者が責任を問われることはない。但し、常に喧嘩をする子どもたちである、性格的に合わない等、喧嘩によって大きなケガが想定できる場合は、その限りではない。

(3) 野球、ソフトボール①

リスク発生の経緯	クラブに参加していた中学生が、クラブ活動中に野球ボールで体育館内の壁を破ってしまった。
クラブの対応状況	後日その状況に気づいて学校に連絡し、先生に連絡したが、それ以上の対応はしていない。
講師からポイント	借用施設を破損した場合、速やかに施設管理者に連絡し、修理代金を支払うことが望ましい。

(4) 野球、ソフトボール②

リスク発生の経緯	少年野球の練習中、その前にグラウンドを使用していた団体がフェンスをそのままにしていたため、風でフェンスが倒れ、児童がケガをした。その際、転倒防止のくいがさされていなかった。グラウンドを利用していた前の団体が、勝手にフェンスを使っていたが、そのことについて少年野球をしていた団体は知らなかった。
クラブの対応状況	自由に使えるようになっていたことが悪いということで、フェンスの使用を禁止とした。
講師からポイント	前の団体が放置していたとはいえ、少年野球の(現場)責任者が危険な状態を放置したという面で(注意義務を怠った)責任を問われる可能性が高い。活動前の安全面については、事前確認を行う必要がある。また、このフェンスについて、常設のものであれば、自由に動かせるような状態にしていた施設側にも何らかの責任を求められる可能性もある。

(5) 野球、ソフトボール③

リスク発生の経緯	ソフトボールの活動中、打者のファウルボールが会場横道路に駐車していた車のドアに当たった。
クラブの対応状況	車の所有者(クラブ関係者外)からクレームがあり、口論になった。
講師からポイント	打球を打った人が基本的には賠償するが、施設管理者(例: ネットが低すぎる)、クラブ(打者として打たせたことが妥当かどうか)、車の所有者(打球がくる可能性は想定できなかったのか)にも責任の分担が生じる可能性がある。賠償保険に加入しておけば、保険会社からの支払でこの問題を収束させることができる。

(6) 野球、ソフトボール④

リスク発生の経緯	少年野球で、目にボールが当たり、指導者が病院を勧めたものの、保護者と本人に症状の自覚がなかったため、受診が遅れた。
クラブの対応状況	傷害保険で対応した。
講師からポイント	クラブとしては速やかに受診させることが望ましい。目が最悪の状況になった場合、保護者が断ったという証拠がない限り、保護者からのクレームに対応できない恐れもある。

(7) バドミントン①

リスク発生の経緯	60代男性がバドミントンの活動中(8月)目眩を起こし、自ら休憩場所に移動中に5段程の階段で転倒し、顔にケガをした。119番通報し、病院へ搬送(自力で上り下りできるところまで回復)。クラブ関係者及び家族の方も同行し、落ち着いてから自宅まで同行した。
クラブの対応状況	後日、本人に確認すると体力に自信があったため、油断していたとのこと。今後は、適度な休憩、休息を取るよう指導する。
講師からのポイント	対応は適切。但し指導者は受講者の健康状態を常に把握、管理する必要がある。

(8) バドミントン②

リスク発生の経緯	バドミントンの審判台から中学生(女子)が転倒。高さ調整ピンがきちんと設置されていなかったためであった。
クラブの対応状況	救急搬送し、会場責任者へ事故の報告。保護者への連絡を行った。
講師からのポイント	事故発生後の対応は適切。しかし事前に安全確認(ピンの設置を確認)していなかった現場の指導者、会場責任者に賠償責任が生じることとなる。

(9)バスケット

リスク発生の経緯	バスケットボールの移動ゴールが重量物であるため、生徒だけの取り扱いを注意している。
クラブの対応状況	勝手に移動して事故を起こしたときの対応について今後留意していく必要がある。
講師からのポイント	生徒だけでは移動しないよう、常に言い聞かせることが必要である。事故が起きた場合、現場の指導者が責任を問われることとなる。

(10)剣道

リスク発生の経緯	剣道の際、新規会員が初参加の日にアキレス腱を切った。
クラブの対応状況	本人が経験者ということであったため、心配していなかったが、60 歳前ということから予測できたかもしれない。ケガについては傷害保険で対応。
講師からのポイント	受講者の年齢に応じたプログラムを行うことが、クラブの責任者の注意義務となる。なお参加者への先入観を持たないことも必要である。

(11)ミニバレー

リスク発生の経緯	ミニバレー中に足を捻挫、負傷。毎週火曜日午後8時から 10 時までで2時間ミニバレーをしている。年代も様々であり、来る時間もばらばらであるため、準備体操は各自で行っている。
クラブの対応状況	今後は、各自で体操マニュアルを作成するなどしてもらおう。
講師からのポイント	来る時間を揃えるなど、運営を改善することが必要。ケガが起きないように、適切な準備運動を行わせるという義務が指導者にはある。

(12) グラウンドゴルフ

リスク発生の経緯	グラウンド内の排水溝を清掃中、翌日グラウンドゴルフ大会のため、排水溝のふたをかぶせていたが、ふたとグラウンド面に小さい段差があった。前後の雨で滑りやすくなっていたため、この段差で1人が転倒し、頭を打ち頸椎損傷のケガを負った。(70 歳女性)その後、女性は入院、現在も通院中。
クラブの対応状況	クラブとしては、指定管理を受けているグラウンドであるため、女性のケガに対する保険については施設賠償責任保険で対応した。 事故後、クラブでは小さなケガなどでも逐一報告するように徹底している。 また、排水溝の清掃については、ふたの開閉作業自体をなくし、事故の再発を防いでいる。
講師からのポイント	基本的には排水溝を清掃した人、ふたを開閉した人、施設の管理者(危険な状態に放置)の責任となるが、現場の指導者に対しても危険箇所近づかないように注意喚起することが必要である。

(13) ソフトバレー

リスク発生の経緯	ソフトバレーボール大会の際、メンバーが足らず、急遽助っ人の選手で来た人が足首を骨折した。
クラブの対応状況	クラブとしては、その場にいた整形外科関係者の方が骨折と診断し、病院にいてもらうことを指示。その人はスポーツ安全保険への加入がなかった。
講師からのポイント	プレー中のけがであり、基本的には自己責任。このため費用も自己負担が原則となる。

(14) ニュースポーツ

リスク発生の経緯	ニュースポーツ教室開催中(夜間)、体育館から外に出て遊びまわっていた子供が、側溝に足を取られ転倒し、頭をケガした(出血あり)。
クラブの対応状況	自宅に電話をしたが繋がらず、祖母に連絡後、病院に連れて行った。2～3針縫って帰宅。治療費は本人(家族)負担。 クラブで加入している保険から保険金(通院 2,000 円×日数)が支払われた(傷害保険で対応)。
講師からのポイント	子どもがクラブの参加者であればクラブ責任者の責任、注意義務を怠ったことによる。子どもがクラブの参加者以外(教室参加者の付き添いの子ども)であれば、原則、クラブ責任者の責任はない。

(15) その他

リスク発生の経緯	活動時間が夜の時間が多いため、事務局は対応できない。
クラブの対応状況	
講師からのポイント	緊急時に連絡がとれるよう、連絡網の整備を行うことが望ましい。

2. クラブとして、やらなければならない事

項目	なぜ出来ないか	どうすれば出来るか	講師からのポイント
責任体制の明確化	誰も取りたいと思わない。そういう場面にならないから。決めるのは難しい。	話をする場作り。会議で明確化を図る。各種目。認識を持つ。	最低限、クラブ全体（運営）の責任者、現場の責任者は決めておく。
事故対応マニュアル作成	自覚がない。ケガの対応のみ注意しており、傷害保険に任せている。	具体例をまとめる。日赤HPの利用。事務局でまとめる。種目別にして作る。損害賠償保険を検討。	研修時のマニュアルを活用する。
緊急連絡網の作成	個人情報漏えいの懸念がある。	クラブ関係者が個人情報の適切な管理を行う。	クラブとして個人情報のルールを定め、関係者へ周知徹底を行う。
保険への加入	規約で会員に義務づける。（傷害保険のみ）	クラブ全員の加入名簿を事務局で管理する。イベント時は1日保険に加入する。	指導者は賠償責任保険には加入すべきである。
救急箱の設置		スポーツリンクの設置。クラブハウス内に設置。	応急処置ができる医薬品類を用意すべきである。
AEDの設置	クラブでは予算がないので買えない。	公共の施設の体育館には設置してある。所在の場所を把握。	大切なものなので、どこにあるかを常に把握しておく。
勉強会の実施（リスクマネジメント等）	必要性を感じていないから。参加が少ない。	指導者に説明して基本的な部分を理解してもらう。意識の共有化。講師招聘。	特に賠償責任への必要性を感じてもらわなければならない。
応急処置（救急）講習参加	指導者の時間的都合のため、一括しての時間調整が難しい。	クラブにかかわる全ての人に参加を促す。	現場では少なくとも1人は最低限の応急処置をできるようにしておく。
リスク事例の収集	事務局の仕事だと思われている。担当だけで対応している。	ケガが発生した場合の他クラブの情報収集をする。	多くの事例を知ること、対処の方法も身につけることができる。
他クラブとの情報交換	必要とは思っている。	クラブスタッフ交流会に年2回参加している。スタッフ交流会の実施。	リスク事例など、常に情報交換をすることが求められる。

3. 施設・用具管理のリスクマネジメント

考えられるリスク (例)導線の不備、老朽化、床が常に濡れている等	クラブへの影響 (考えられるケガ)	予防と対策 対策上の問題点	講師からポイント
体育館の雨漏り 体育館の床が結露しやすい。	転倒し、頭部を強打。	施設の管理者に修理を依頼する。使用注意の知らせをする。定期的に点検状況を明記し、注意を表示する。	＜施設利用者の事故＞ 指定管理者の場合、施設の瑕疵(修理の必要性を感じながら修理をしないなど)による事故の責任は指定管理者にかかる。 現場指導者には、施設の瑕疵の場所を把握し、参加者に注意喚起をする義務がある。
体育館の用具入れの床に穴が開いている。	つまずいて転倒、ケガ。	施設の管理者に修理を依頼する。しかし、お金がかかる。	＜施設、道具を損壊＞ 原則、故意に壊した場合、当人が賠償。但し道義的な責任として、日頃使用している施設であれば、その後の関係維持の面で、クラブとしての誠意を見せることが望ましい(その後、故意に壊した当人にクラブが求償＝支払った費用を求める、することができる)。
体育館の用具で子供が遊んで壊してしまう。	クラブ会員でなければ管理下にないため責任はない。	注意喚起すべき。親に注意を促す。	試合や練習中の場合、クラブや指導者が責任を持つこととなる。
バレーボールの支柱カバーの老朽化。	打撲、指のケガ。	支柱カバーの交換。定期的に点検する。	
ライトが少ないので暗くてソフトボールがしにくい。体育館の電球が切れている。	捕球まがいでのケガがある。薄暗いので活動しにくい。	ライトの向きを変え。照明を増設する。電球の交換(市の施設なので3個切れるまで交換してもらえない)。	見えにくくなったら、プレーは止める。この場合何かケガ等あった場合は、現場責任者に責任が問われる。

4. その他のリスク

(人と組織、経済面、個人情報、情報セキュリティ、活動環境等)

リスク事例	クラブへの影響	現状の問題点 予防と対策	講師からポイント
会計管理が不十分である。金銭管理。	会員間の信頼不足につながる可能性。会員の減少。会費の計画化。	役員間の情報の共有。定期的な確認をする。信頼性の回復。中間で検査する。会計担当を2名置く。使途の明確化を記録。	現実的には、会計を2名置くことが望ましいが、難しいということであれば複数名でチェックできるような体制を整えておく必要がある。
指導方法のマンネリ化。	会員の減少。	指導者のモチベーション維持・向上。運営委員と指導者の連携。問題点をクラブ全体で考える。	指導者はクラブの顔といえる。その指導者のモチベーション維持・向上のために、研修会や監督会等を実施し、クラブの理念や目標を再確認する場を設定していくことが必要。 組織として理念の確認をしていくことは重要である。
総会資料に対して、会員の周知が情報漏えいにつながらないか。	信頼感の欠如。	情報の内容について十分に検討する必要性。	特に写真については、クレームが多い。写真を掲載する前に了承を得ることが望ましい。またクレーム回避には、クラブ広報誌に使用する写真は、人物を特定できないような写りのものを選ぶようにすることが望ましい。
個人情報、TEL 番号、写真の表示。	印刷物に載せて欲しくないという意見がある。	事例を多く知ること。賠償責任が発生する可能性あり。	

5. 種目毎の注意すべきリスク

個別競技(サッカー)

(1) 施設用具の管理	・ゴールポストの転倒(練習中、管理中)
(2) 健康管理・身体能力	・試合、競技を行うためのスキル (相手との接触やチャージ、ヘディングの競り合い、至近距離からのキック) ・不正、乱暴なプレー
(3) 自然条件	・炎天下での練習(熱中症) ・落雷

個別競技(野球)

(1) 施設用具の管理	・バットスウィング(特に練習時)
(2) 健康管理・身体能力	・試合、競技を行うためのスキル (ボールの不規則なバウンド、打球が投手に当たる、投球したボールが当たる)
(3) 自然条件	・炎天下での練習(熱中症) ・落雷

個別競技(柔道)

(1) 施設用具の管理	
(2) 健康管理・身体能力	・試合、競技を行うためのスキル(受身の失敗など)は十分か
(3) 自然条件	・高温、多湿下での練習(熱中症)

参考文献

- ・ 神奈川県、「運動時における安全指導の手引き（総論編）」、H14.3
「運動時における安全指導の手引き（種目編）」、H15.3
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3562/>
- ・ 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/>
- ・ 公益財団法人スポーツ安全協会、スポーツ安全保険の概要、平成 19 年度～平成 24 年度
- ・ 公益財団法人日本体育協会、公認クラブマネジャー養成テキスト、平成 18 年 9 月
- ・ 公益財団法人日本体育協会、公認アシスタントマネジャー養成テキスト、平成 18 年 3 月

スポーツリスクマネジメントの実践 —スポーツ事故の防止と法的責任—

発 行／公益財団法人 日本体育協会

著 者／本間 基照（株式会社インターリスク総研）

コ ラ ム／谷塚 哲（REGISTA 有限責任事業組合）

イラスト／あきば さやか

写真提供／NPO 法人 高津総合型スポーツクラブ SELF

松戸市小金南地区子ども会育成会連絡協議会

印 刷／広研印刷株式会社

平成 27 年 2 月 27 日発行

本掲載内容の無断転載を禁じます

宣言しよう、フェアプレイ。

宣言しよう。

全力をつくし、挑戦し、
楽しむことを。

宣言しよう。

仲間を信じ、思いやることを。

宣言しよう。

約束を守り、応援してくれる人への
感謝を忘れないことを。

その誓いは、スポーツを

もっと楽しいものにしてくれる。

日々の生活を

もっとすがすがしいものにしてくれる。

そして多くの人々を活気づけ、

今の日本を元気にするチカラにも

なってくれる。

さあ、あなたも手を胸に。

フェアプレイの誓いを。

フェアプレイで
日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう



「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンで、
フェアプレイの輪を広げ、日本をもっと元気に!

あなたもはじめの一步を、まずはホームページで。

フェアプレイ宣言

検索



日本体育協会は、スポーツ立国の実現のため、国民体育大会をはじめとする各種スポーツ大会の実施やスポーツ指導者の育成等を行うとともに、スポーツの持つ価値や意義を広くアピールし、国民の生きる力の育成と活力ある社会の構築に貢献していきます。また、日本をもっと元気にしたい。その思いから、「フェアプレイ宣言」推進の取り組みも行っています。



公益財団法人

日本体育協会

わたしたちは、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。



大塚製薬



三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

LAWSON

LOTTE

SUNTORY

KOSAIDO